

比較結果

古いファイル:

JADC2021_20200706.pdf

113 ページ (747 KB)

2020/09/17 15:54:30

VS

新しいファイル:

JADC2021 20200918-2.pdf

122 ページ (815 KB)

2020/09/18 12:22:35

変更の合計

427

テキストのみの比較

内容

264

件の置換

95

件の挿入

68

件の削除

スタイルと注釈

0 件のスタイル

0 個の注釈

[最初の変更に移動 \(1 ページ\)](#)

	<p>～なぜ、「日本アンチ・ドーピング規程」が存在するの～</p> <p><スポーツは、人類にとってかけがえのない文化></p> <p>スポーツは、人類にとって大きな価値を持っています。</p> <p>我が国が定める「スポーツ基本法」は、スポーツについて次のように述べています。</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツは世界共通の普遍的な文化である。・すべての人々がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利を有する。 <p>つまりスポーツは、単に体を動かすことではなく、健康な心と体を育み、挑戦する気持ちや相手を尊敬する心を育ててくれるなど、私たちの社会の中で、欠かすことのできない役割を持っています。その役割は、国や地域、時代の違いを超えた「人類共通の文化」として培われてきたものであり、私たちは、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む「権利」を持っています。そして同時に、一人ひとりが、スポーツという文化を守り、後世に受け継いでいく担い手でもあるのです。</p> <p>スポーツを重要な「文化」ととらえ、すべての人がスポーツに参加する「権利」を持つという考え方は、ユネスコによる国際憲章にも規定された、「世界共通の認識」です。それほど、スポーツとは、人類にとって大切な価値を持った文化なのです。</p> <p><スポーツを成り立たせるための必須条件とは？></p> <p>では、すべての人が、スポーツの価値を享受し、幸福で豊かな生活を営むための条件とは何でしょう？それは、スポーツが、すべての参加者にとって「フェア（公正・公平）」にとりおこなわれる、ということです。たった一人でも、ドーピングによって、不正又は不公平な条件で参加するならば、その時点で、スポーツはスポーツとして成り立ちません。たった一人のドーピングは、競技者はもちろん、支える人や応援する人などスポーツに関わる「すべての人の権利」を奪うことになる。だからこそ、スポーツは、常にドーピングから守られ、すべての人にとって「フェア」でなくてはならないのです。</p>
--	---

<日本アンチ・ドーピング規程は、フェアなスポーツを守るための、私たちの約束事>

スポーツは「世界共通の普遍的な文化」です。だからこそ、スポーツを「フェアな場」とし保証するためのルールも世界共通でなければなりません。そうして生まれたルールが「世界アンチ・ドーピング規程」と「国際基準」です。これらのルールは、世界中の様々な競技に携わる人々や、競技者や競技団体、アンチ・ドーピング機関など、いろいろな立場の人々が意見を出し合い、協議してつくられた私たちみんなの約束事であり、世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency 以下「WADA」という。）によって管理されています。そして、この世界共通のルールを、日本国内に適応させるために「日本アンチ・ドーピング規程」が存在しています。日本アンチ・ドーピング規程は、世界アンチ・ドーピング規程に記されている各条項に基づいて作成されており、国内においてフェアなスポーツを守るためのルールであると同時に、世界各国と協調してアンチ・ドーピング活動を推進するためのルールでもあります。

<すべての人が取り組む、アンチ・ドーピング活動>

日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency 以下「JADA」という。）は、WADAや国内の関係機関と連携を図りながら、「日本アンチ・ドーピング規程」の取りまとめを行い、その取り決めに基づいて、国内のドーピング検査や啓発活動等を行っています。しかし、アンチ・ドーピング活動とは「JADAだけの活動」ではありません。スポーツという文化を守り、スポーツのフェアを保証する活動は、スポーツに関わる「すべての団体」とスポーツに参加する「すべての人」によって推進されなければならない活動であり、その拠り所が、私たち全員の約束事である「日本アンチ・ドーピング規程」になります。

～アンチ・ドーピング活動のゴールとは～

<スポーツが与えてくれる、多様な価値を守るために>

アンチ・ドーピング活動は、スポーツのフェアを保証し、スポーツの「価値」を守るために存在しています。オリンピックやパラリンピックの精神を含め、世界中の人々が、スポーツの持つ多様な価値を認め合っています。スポーツが私たちに与えてくれる価値には、以下のようなものがあります。

- ・健康
- ・倫理観、フェアプレーと誠意
- ・競技者の権利

	<ul style="list-style-type: none"> ・卓越した競技能力 ・人格と教育 ・楽しみと喜び ・チームワーク ・献身と真摯な取り組み ・規則・法を尊重する姿勢 ・自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢 ・勇気 ・共同体意識と連帯意識 <p>スポーツには、世界中の人が認める、これほど大切な価値があります。そしてドーピングを行うことは、単にその人が、違反を犯したというだけにとどまりません。ドーピングは、あなた自身にとっての「スポーツの価値」を否定し、さらには、すべての人の「フェアなスポーツに参加する権利」を奪います。だからこそ、私たち一人ひとりが、「なぜドーピング違反を犯すことが全員にとって重大なことなのか」を認識し、ドーピング違反をしないことはもちろん、まわりや世の中の意識とともに高め合い、スポーツのフェアと価値を守るための活動を行なっていかなければなりません。</p> <p><スポーツの価値を守り、広め、よりよい社会に貢献する></p> <p>日本には、スポーツにおける、勝敗を超えた価値や倫理を重んじる長い歴史があります。日本のスポーツの礎をつくった嘉納治五郎は、「順道制勝」という言葉を提唱しました。この言葉は、「勝つにしても道に順って勝ち、負けるにしても道に順って負けなければならぬ。負けても道に順って負ければ、道に背いて勝ったよりも価値がある」ということを意味しています。</p> <p>嘉納治五郎が提唱し、日本のスポーツ界に受け継がれてきた精神は、世界の人々が推進しているアンチ・ドーピング活動の精神と、まさに一致するものです。アンチ・ドーピング活動によって、スポーツの価値を守るとは、同時に「スポーツの価値を社会全体に活かしていく」取り組みでもあります。スポーツを健全に発展させ、その価値をみんなで認識し、広めていくことで、将来の世代や、つぎの社会を、より豊かで、より健康的なものへと発展させていく。アンチ・ドーピング活動の目的はまさにそこにあります。それは、私たち全員で、守り続け、改善し続ける取り組みなのです。</p>
--	---

	<p>序論 序文</p> <p>スポーツにおいてドーピングの撲滅は最重要課題の一つである。国際的には、1999年、各国のスポーツ関係者と政府関係者の協力のもと、公正なアンチ</p>
--	--

チ・ドーピング活動の促進を目的に、国際的な機関としてWADAが設立された。2004年には、スポーツにおけるアンチ・ドーピングの統一ルールである世界規程が策定され、世界的なアンチ・ドーピング活動の推進体制の整備が行われた。我が国では、2001年9月に財団法人日本アンチ・ドーピング機構（当時）が設立され、国内におけるドーピング検査及びアンチ・ドーピングに関する教育、普及・啓発を実施してきた。このような中、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）では、2005年に開催された第33回ユネスコ総会において、WADAを中心とした国内及び世界レベルでの協力活動における推進・強化体制の確立を目的としたユネスコ国際規約が採択され、我が国は2006年12月に同国際規約を締結し、同国際規約は、2007年2月に発効した。

2011年6月にスポーツ基本法が（平成23年法律第78号）成立し、その中で、JSPO、JPSA、及びその他の競技団体が開催する競技大会における競技水準の向上や、JOC、JPC、及びその他のスポーツ団体による国際的な規模のスポーツの振興と共に、アンチ・ドーピング活動の推進が位置づけられた。スポーツ基本法に基づき定められたスポーツ基本計画（第1期：2012年4月～2017年3月、及び第2期：2017年4月～2022年3月）においても、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上が総合的に取り組むべき施策として位置づけられている。

2013年には独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正され、JSCの業務に、「スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務」が追加され、そのひとつとして「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」が挙げられている。

2018年10月には、スポーツ基本法及びユネスコ国際規約の趣旨にのっとり、わが国で初となるアンチ・ドーピングに関する法律「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）（以下「ドーピング防止活動推進法」という。）」が施行され、2019年3月にはドーピング防止活動推進法第11条第1項の規定に基づき、アンチ・ドーピング活動に関する意義や基本的事項等が定められた「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「ドーピング防止活動基本方針」という。）」が決定された。

ドーピング防止活動推進法およびドーピング防止活動基本方針は、これまでの国内アンチ・ドーピング政策および、2015年1月に改定された世界アンチ・ドーピング規程第22.2項において、各国政府は、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を

とるよう定められたことを背景に、アンチ・ドーピング活動を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的として成立したものである。

ドーピング防止活動基本方針の中では、以下のドーピング防止活動推進法第3条の基本理念に基づいてアンチ・ドーピング活動が推進される旨が明記されている。

- 1) スポーツにおける公正性及び競技者の心身の健康の保持増進を確保する
- 2) ドーピングの検査における公平性及び透明性を確保する
- 3) JSPO、JOC、JPSAなどの国内スポーツ統括団体や、国内競技連盟の自主性及び自律性を確保する
- 4) スポーツの多様性に配慮する

さらに、ドーピング防止活動基本方針においては、ドーピング検査の実施に関して、組織的介入の可能性を排除し、公正性及び透明性を確保することの重要性を指摘している。

検査立案、執行の独立性の観点については、世界^{*}規程及び国際基準においても指摘されているのみならず、各国のアンチ・ドーピング体制の構築において厳格な運用を要求している。2018年7月にWADAにより実施された我が国のアンチ・ドーピング体制に対する監査において、国内スポーツ統括団体や国内競技連盟がスポーツ振興くじ助成の申請を担う構造が、結果として検査の立案に介入する構造となっている点が指摘され、速やかな改善を求められた。このため、わが国の体制を根本的に見直し、JADAが国内スポーツ統括団体や国内競技連盟から介入されることなく、個別の計画立案を行った上で検査を実施することができ、また、そのための財源確保ができる体制の確立が喫緊の課題となった。

これを受けて、スポーツ基本法、ドーピング防止活動推進法の理念を踏まえつつ、JSPO、JOC、JPSA、国内競技連盟、文部科学省、スポーツ庁、JSC、JADAの総意のもと、これらの当事者である団体から独立し、中立性が担保された仕組みのもとで検査および財源の規模についての基本方針を審議・策定するためアンチ・ドーピング体制審議委員会が設置され、この運営主体として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。

この結果、JADAはこの検査および財政規模についての基本方針のもとで、当事者から介入されることなく、個別具体的な年間の検査計画を立案し、検査を実施できる体制が構築された。なお、アンチ・ドーピング体制審議委員会は、国内のドーピング検査が基本方針に沿って適切に実施されているかについての検証を行う。

また、ドーピング防止活動推進法の基本理念の実現を図るため、同法及びドーピング防止活動基本方針には国内のアンチ・ドーピング活動に関する組織とその役割を以下のとおり示している。

- 国は、ドーピング防止活動法第5条に基づき、文部科学省、特にスポーツ庁が中心となり、同法の基本理念にのっとり、アンチ・ドーピング活動を推進する。また、政府はアンチ・ドーピング活動に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置を講じなければならない。

- JSC は、我が国におけるアンチ・ドーピング活動における中核的な機関の1つとして、JADA等の関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動等の実施及び日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用等を通じて、スポーツ競技大会における公正性の確保に努める。

- JADA は、日本アンチ・ドーピング規程を定め、当該規程にのっとり、ドーピング・コントロールの計画、調整、実施、監視及び改善指示を行う権限を有し、その責任を負う。また、教育プログラムの計画及び実施並びにインテリジェンス活動等を通じたアンチ・ドーピング活動を行う。

- 国内スポーツ統括団体や国内競技連盟は、日本アンチ・ドーピング規程を遵守するとともに、JADAとの協力と連携の基に、ドーピング検査並びにスポーツ選手及びサポートスタッフに対する教育啓発活動に主体的に取り組む。また、アンチ・ドーピング活動の実効性を高める上で、アンチ・ドーピング活動推進担当者の設置に努めるとともに、JSCの実施するアンチ・ドーピング活動に協力する。そして、基本理念にのっとり、主体的かつ積極的にアンチ・ドーピング活動に取り組むよう努める。

- WADAの認定を受けた分析機関は、ドーピング検査における検体分析を行う。

上記の組織においては、その役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協働して国内アンチ・ドーピング活動の推進を行っている。

さらに、スポーツ庁がアンチ・ドーピングに関する教育、人材育成及び研究開発を推進する事業を実施するとともに、JSCがスポーツ振興くじの助成事業において、アンチ・ドーピングに関する情報提供・啓発活動、ドーピング検査及びドーピング分析機器等整備に対して助成を行うなど、国による財政上の措置や公的な財源によって、国内のアンチ・ドーピング活動に対する支援が行われている。

権限

我が国が締結しているユネスコ国際規約の要請事項を踏まえ、JADA、日本スポーツフェアネス推進機構及びJSCは、スポーツ庁と連携しスポーツのインテグリティを保護し、促進し、発展させることに責任を負う。

JADAの権限

JADAは、本規程の管理及び監視について責任を負い、わが国における国内アンチ・ドーピング機関として活動する目的をもって、以下の権限を有し、責任を負う。

- ・ドーピング・コントロールにおける計画、調整、実施
- ・検体の分析によらないアンチ・ドーピング規則違反の取り扱いに関わるドーピング調査等の実行
- ・自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求し、措置の適切な執行の確保
- ・国内の関係する機関・機構及びその他のアンチ・ドーピング機関との協力
- ・教育のプログラムの計画、実施、モニタリング、評価
- ・アンチ・ドーピング研究の促進

[解説]

アンチ・ドーピング規則違反とは、本規則第2条に定められる以下の行為を指す。

第2.1条 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること

第2.2条 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

第2.3条 競技者による検体の採取の回避、拒否又は不履行

第2.4条 競技者による居場所情報関連義務違反

第2.5条 競技者又はその他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を施し、又は不正干渉を企てること

第2.6条 競技者又はサポートスタッフが禁止物質又は禁止方法を保有すること

第2.7条 競技者又はその他の人が、禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること

第2.8条 競技者又はその他の人が、競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること

第2.9条 競技者又はその他の人が、違反関与を行い、又は違反関与を企てること

第2.10条 競技者又はその他の人が特定の対象者と関わること

第 2.11 条 競技者又はその他の人が、当局への報告を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為

日本スポーツフェアネス推進機構の権限

日本スポーツフェアネス推進機構は、中立かつ独立性を確保したアンチ・ドーピング体制を整備・推進することの重要性を踏まえ、以下の権限を有し、責任を負う。

- ・アンチ・ドーピング体制審議委員会の運営
- ・アンチ・ドーピング体制審議委員会においてドーピング検査等の基本方針の審議・策定
- ・JSC、統括団体、国内競技連盟等と連携・協力のうへに必要な財源の確保、およびアンチ・ドーピング体制整備・推進

JSCの権限

JSC は、日本のスポーツ振興及びスポーツのインテグリティの推進における中核的な機関として、関係機関と連携し、アンチ・ドーピングおよび本規程に関連し、以下の権限を有する。

- ・スポーツ振興くじ助成等を通じ、日本のアンチ・ドーピング活動が世界規程、国際基準に準拠するよう支援
- ・検体の分析によらないアンチ・ドーピング規則違反に関する情報収集および行政機関等との情報共有等に基づくドーピング調査
- ・日本アンチ・ドーピング規律パネルの運営
- ・関係機関と連携・協力のうへ、教育を推進

本規程

日本アンチ・ドーピング規程は、世界規程及び国際基準に完全に適合している。日本アンチ・ドーピング規程及び本規程を支持する国内アンチ・ドーピング・プログラムの目的は、次のとおりである。

- ・クリーンなスポーツ環境の保護、醸成及びスポーツのインテグリティを維持する
- ・ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって国内の競技者の健康、公平及び平等を促進する。
- ・ドーピングの予防に関して、国際及び国内レベルにおいて、調和と協調がとれた、実効性のあるアンチ・ドーピング・プログラムを確保する。これには以下を含む。

教育一意図的及び意図的でないアンチ・ドーピング規則違反を予防するために、啓発し、情報を伝

え、コミュニケーションを取り、価値観を浸透させ、生活スキル及び判断能力を開発すること。

抑止—強固な規則及び制裁措置が設けられ、すべての関係者にとって重要であることを確保することによって、ドーピングを行う可能性のある者を思い止まらせること。

検出—効果的な検査及び調査体制は、抑止効果を高めるのみならず、ドーピング行為に傾倒する者の当該行為からの離脱を促進するとともに、アンチ・ドーピング規則違反を行う者を捕捉することにより、クリーンな競技者及びスポーツの精神を保護するのに効果的である。

執行—アンチ・ドーピング規則違反を行ったと認定された者に裁定を下し、制裁措置を課すこと。

法の支配—すべての関係者が本規程及び国際基準に服することに合意したこと、並びに当該関係者のアンチ・ドーピング・プログラムを適用するにあたって講じられたすべての手段が本規程、国際基準、比例性の原則及び人権を尊重するものであることを確保すること。

国内アンチ・ドーピング・プログラム


JADA は、世界規程の署名当事者であり、またユネスコ国際規約の締約国である日本国がその義務を履行するため、ユネスコ国際規約第 7 条に規定された我が国における国内アンチ・ドーピング機関として 2007 年に文部科学省により指定された機関である。ドーピング防止活動推進法及びドーピング防止活動基本方針に基づき、JADA は世界規程に従って本規程を定め、本規程に基づく活動を行う権限を有し、その責任を負う。また世界規程第 20.5.1 項に従い、JADA は、とりわけ、その運営上の判断・活動がスポーツ及び政府から独立しているために必要な権限を有し、責任を負う。これは、国際競技連盟、国内競技連盟、主要競技大会機関、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会又はスポーツ庁の経営又は運営に同時に關与している人による運営上の判断・活動の禁止を含み、これに限られない。

本規程の適用範囲

本規程は以下に適用されるものとする。

(a) JADA。その理事会構成員、理事、役員、職員及びボランティア、並びに委託された第三者及びその職員であって、ドーピング・コントロールの側面に關与している者を含む。

(b) 日本の国内競技連盟。その理事会構成員、理

事、職員及びボランティア、並びに委託された第三者及びその職員であって、ドーピング・コントロールの側面に関与している者を含む。

(c) 日本アンチ・ドーピング規律パネル、日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) 、**JOC**、**JPC**、及び**JSPO**

(d) 次に掲げるすべての競技者、サポートスタッフその他の人 (要保護者を含む。また、当該人が日本の国民又は居住者であるか否かを問わない。)


(i) 日本の国内競技連盟、又は日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関 (クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。) の会員又はライセンス保持者であるすべての競技者又はサポートスタッフ

(ii) 競技大会、競技会その他日本の国内競技連盟若しくは日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関 (クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。) により主催、開催、授権若しくは承認された活動 (開催地を問わない。) に、競技者又はサポートスタッフの立場において参加する、すべての競技者及びサポートスタッフ

(iii) 認定、ライセンスその他契約上の取り決めにより、アンチ・ドーピングの目的のために、日本の国内競技連盟又は日本の国内競技連盟の会員機関・関連機関 (クラブ、チーム、団体又はリーグを含む。) の権限に服する、その他の競技者、サポートスタッフ又は人、並びに

(iv) 国内競技連盟に関連性を有さない国内競技大会又は国内リーグの主催者により主催、開催又は授権された活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフ (いかなる立場において参加するかを問わない。)

[(iv)の解説：これらの主催組織は、国内のアンチ・ドーピング・プログラムに組み込まれるものとする。]

 (e) 世界規程が**JADA**に権限を付与する他のすべての人。日本の国民又は居住者であるすべての競技者、及び競技目的、訓練目的等を問わず、日本に所在するすべての競技者を含む。

上記の各人は、日本におけるスポーツへの参加又は関与の条件として、本規程を受諾し、これに同意し、かつ本規程 (その違反のための措置を含む) を執行する**JADA**の権限に服したものとみなされ、また、本規程に基づき提起された事案及び不服申立てを聴聞し、決定する上で第8条及び第13条が規定する聴聞パネルの管轄に服したものとみなされる。

[解説：世界規程が、競技者又はサポートスタッ

フ以外の人について、世界規程に拘束されることを義務づける場合には、かかる人は当然検体採取又は検査の対象とならず、また禁止物質又は禁止方法の使用又は保有のために世界規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反の対象とならない。むしろ、かかる人は世界規程の第2.5項(不正干渉)、第2.7項(不正取引)、第2.8項(投与)、第2.9項(違反関与)、第2.10項(特定の対象者との関わり)及び第2.11項(報復)の違反のために制裁の対象となるに過ぎない。また、職員が世界規程に拘束されることを義務づけるか否かは適用法次第である。

JADAは、本規程の第23条に従い、その理事会構成員、理事、役員、並びに特定の職員及びボランティア、そして委託された第三者及びその職員との取決めが、当該人のうち誰が本規程に拘束され、本規程を遵守することに合意し、そして、アンチ・ドーピング事案を解決するJADAの権限に合意するのかということに従って組み込まれる明示的な条項を有することを確保するものとする。]

上記に定める競技者のプール全体において、本規程に拘束されこれを遵守することが義務づけられる者のうち、次の競技者は本規程の目的において国内レベルの競技者とみなされ、よって国内レベルの競技者に適用される本規程の具体的な規定(例えば、検査、TUE、居場所、及び結果管理)が当該競技者に適用される。

本規程において、日本国内の競技者レベル区分は最低限以下を含むものとする。

国際レベル競技者

各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者
(巻末定義項目参照)

国内レベル競技者

以下のいずれかに該当する、国際レベル競技者ではない競技者

- ・JADAによって登録検査対象者リストまたは検査対象者リストに登録された競技者
- ・JADAが別途指定する対象競技の国内最高レベルの競技会において競技する競技者

レクリエーション競技者

JADAが定義する、レクリエーションレベルにおいて競技する競技者
(巻末定義項目参照)

第1条 ドーピングの定義

ドーピングとは、本規程の第2.1項から第2.11項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

第2条 アンチ・ドーピング規則違反

第2条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。ドーピング事案の聴聞会は、一又は二以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在した場合には、競技者はその責任を負う。ゆえに、第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。

[第2.1.1項の解説：本項に基づくアンチ・ドーピング規則違反は、競技者の過誤にかかわらず行われる。この規則は、多くのCASの決定で「厳格責任」と呼ばれている。競技者の過誤は、第10条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の措置を判断するにあたり考慮される。CASはこの原則を一貫して支持してきている。]

2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の十分な証拠となる。

競技者のA検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在した場合であって、当該競技者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われない場合、競技者のB検体が分析され、B検体が、A検体で発見された禁止物質若しくはその代謝物若しくはマーカの存在を追認した場合、競技者のA検体若しくはB検体が二つの部分に分けられ、分けられた検体のうちの追確認部分の分析が、分けられた検体の第一の部分において発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在

を追認した場合、又は競技者が分けられた検体の確認部分の分析を放棄した場合。

[第2.1.2 項の解説：結果管理に責任を有するアンチ・ドーピング機関は、競技者がB 検体の分析を要求しない場合であっても、その裁量によりB 検体の分析を実施させることができる。]

2.1.3 禁止表又はテクニカルドキュメントに判断限界が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在が検出されたことが報告された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。

2.1.4 第2.1 項における一般原則の例外として、特定の禁止物質についての報告又は評価に関する特別な基準を禁止表、国際基準又はテクニカルドキュメントにおいて定めることができる。

2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

[第2.2 項の解説：信頼できる方法により、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること、又、はその使用を企てることが証明されてきた。第3.2 項に対する解説に記載するように、第2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当することを証明するために求められる証拠と異なり、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることは、競技者の自認、証人の証言、書証、アスリート・バイオロジカル・パスポートの一環として収集された長期間のプロファイリングから得られた結論、又は、第2.1 項に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件すべてを満たしているわけではない分析情報等、信頼できる方法により証明される可能性がある。

例えば、アンチ・ドーピング機関から、他方の検体による追認がないことについて納得できる説明がなされた場合には、A 検体の分析 (B 検体の分析による追認がなくても) 又はB 検体のみの分析から得られた信頼できる分析データにより禁止物質の使用が証明されることもある。]

2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすること及び禁止方法を使用しないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。

2.2.2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチ・ドーピング規則違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てたことにより成立する。

[第2.2.2 項の解説：禁止物質又は禁止方法の「使用を企てたこと」の証明には、競技者側に意図があったことの証明が求められる。特定のアンチ・ドーピング規則違反を証明するために意図が求められるという事実は、禁止物質又は禁止方法の使用に関する第2.1 項及び第2.2 項の違反の証明における厳格責任原則を損なうものではない。

使用した物質が競技会外において禁止されておらず、かつ、競技者の禁止物質の使用が競技会外でなされたという場合でない限り、競技者の禁止物質の使用は、アンチ・ドーピング規則違反を構成する(但し、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが競技会(時)において採取された検体に存在した場合には、いつの時点において当該物質が投与されていたかに関係なく、第 2.1 項に違反する。)。]

2.3 競技者による検体の採取の回避、拒否又は不履行

検体の採取を回避し、又は適式に授権された人から通告を受けた後にやむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

[第2.3 項の解説：例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール役職員を意図的に避けていたことが証明された場合には、当該行為はアンチ・ドーピング規則における「検体の採取の回避」の違反となる。「検体採取の不履行」という違反は競技者の意図的な又は過誤による行為に基づくことがあるが、検体採取の「回避」又は「拒否」の場合には競技者の意図的な行為に基づく。]

2.4 競技者による居場所情報関連義務違反

登録検査対象者リストに含まれる競技者による12ヶ月間の期間内における、「結果管理に関する国際基準」に定義されたとおりの3回の検査未了及び/又は提出義務違反の組み合わせ。

2.5 競技者又はその他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を行い、又は不正干渉を企てること

2.6 競技者又はサポートスタッフが禁止物質又は禁止方法を保有すること

2.6.1 競技会（時）において禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有し、又は競技会外において競技会外における禁止物質若しくは禁止方法を競技者が保有すること。但し、当該保有が第 4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例（以下「TUE」という。）又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。

2.6.2 競技者、競技会、又はトレーニングに関係して、禁止物質若しくは禁止方法を競技会（時）においてサポートスタッフが保有し、又は競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を競技会外においてサポートスタッフが保有すること。但し、当該保有が第 4.4 項の規定に従って競技者に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることをサポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。

[第 2.6.1 項及び第 2.6.2 項の解説：例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインスリンを購入する場合のように、医療上の正当な理由がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入又は保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。]

[第 2.6.1 項及び第 2.6.2 項の解説：例えば、(a) 競技者又はチームドクターが急性又は緊急の場合に処置を行うために禁止物質又は禁止方法（例えば、エピネフリン自己注射器）を保有しているような場合、(b) 競技者が TUE に関する決定の申請又は受領の少し前に治療上の理由により禁止物質又は禁止方法を保有する場合には、正当な理由があるものと認められる可能性がある。]

2.7 競技者又はその他の人が、禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

2.8 競技者又はその他の人が、競技会（時）において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること

2.9 競技者又はその他の人が、違反関与を行い、又は違反関与を企てること

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アン

チ・ドーピング規則違反の企て又は第 10.14.1 項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽その他のあらゆる意図的な違反への関与又は関与の企て。

[第 2.9 項の解説：違反関与又は違反関与の企ては、物理的な支援と心理的な支援とを含む。]

2.10 競技者又はその他の人が特定の対象者と関わること

2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

2.10.1.1 アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポートスタッフであって、資格停止期間中であるもの。

2.10.1.2 アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、世界規程に基づく結果管理手続において資格停止の問題が取り扱われていないサポートスタッフであって、仮にかかる人に世界規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又はかかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から 6 年間、又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、

2.10.1.3 第 2.10.1.1 項又は第 2.10.1.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフ。

2.10.2 第 2.10 項の違反を立証するためには、アンチ・ドーピング機関は、競技者又はその他の人が、当該サポートスタッフに関わりを禁止される状態にあることを知っていたことを立証しなければならない。

第 2.10.1.1 項又は第 2.10.1.2 項に記載されたサポートスタッフとの関わりが、職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものではないこと及び／又は当該関わりが合理的に回避不能であったことの挙証責任は、競技者又はその他の人がこれを負う。

第 2.10.1.1 項、第 2.10.1.2 項又は第 2.10.1.3 項に記載された基準に該当するサポートスタッフを認識したアンチ・ドーピング機関は、当該情報を WADA に提出するものとする。

[第 2.10 項の解説：競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反を理由として資格停止

の対象となっており、又はドーピングに関連して刑事上有罪とされ若しくは職務上において懲戒処分を受けているコーチ、トレーナー、医師その他のサポートスタッフとともに活動してはならない。これは、資格停止期間中にコーチ又はサポートスタッフとして行動する他の競技者に関わることも禁止している。禁止の対象とされる関わりの中のいくつかの事例として、以下の事項がある。トレーニング、戦術、技術、栄養若しくは医療上の助言を得ること、セラピー、治療若しくは処方を受けること、体内生成物を分析のために提供すること、又はサポートスタッフが代理人若しくは代表者となることを認めること。禁止される特定の対象者との関わり の 成 立 に は、 い か な る 対 価 の 提 供 も 要 さ な い。

第2.10項は、アンチ・ドーピング機関が、サポートスタッフに関わりを禁止されている状態にあることを競技者又はその他の人に通知することを義務づけないものの、当該通知が提供された場合には、競技者又はその他の人が、当該サポートスタッフに関わりを禁止されている状態にあることを知っていたことを立証する上で重要な証拠となる。]

2.11 競技者又はその他の人が、当局への報告を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為

当該行為が別途第 2.5 項の違反を構成しない場合において：

2.11.1 他人が、主張されたアンチ・ドーピング規則違反又は主張された世界規程の不遵守に関する情報を、WADA、アンチ・ドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関又はWADA若しくはアンチ・ドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に通報することを阻止する意図をもって、かかる人を脅迫し、又は威嚇しようとする行為

2.11.2 主張されたアンチ・ドーピング規則違反又は主張された世界規程の不遵守に関する証拠又は情報を、WADA、アンチ・ドーピング機関、法執行機関、取締・専門規律組織、聴聞機関又はWADA若しくはアンチ・ドーピング機関のための調査を遂行している人に誠実に提供した人に対して報復すること

第 2.11 項において、報復、脅迫及び威嚇とは、人の行為が誠実さを欠き又は不相当な対応であるという理由で、当該人に対して行われる行為を含む。

[第 2.11.2 項の解説：本項は、誠実に通報する人を保護する意図を有し、故意に虚偽の通報を行う

人を保護しない。]

[第 2.11.2 項の解説：報復とは、例えば、通報する人、その家族又は悪意とする人の身体的若しくは精神的健康又は経済的利益を脅かす行為を含む。報復とは、通報する人に対し、アンチ・ドーピング機関が誠実にアンチ・ドーピング規則違反を主張することを含まない。第 2.11 項において、通報する人が当該通報が虚偽であることを知っている場合には、当該通報は誠実に行われたものとはいえない。]

第 3 条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任及び証明の程度

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを証明する責任は、JADA が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが JADA の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にアンチ・ドーピング規則違反を JADA が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチ・ドーピング規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わされる場合には、第 3.2.2 項及び第 3.2.3 項に定める場合を除き、証明の程度は、証拠の優越とする。

[第 3.1 項の解説：本項にいう JADA 側に求められる証明の程度は、職務上の不正行為に関する事案においてほとんどの国で適用されている基準とほぼ同一である。]

3.2 事実の証明方法及び推定の方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

[第 3.2 項の解説：例えば、JADA は、第 2.2 項におけるアンチ・ドーピング規則違反を、競技者の自認、第三者による信頼できる証言、信頼できる書証、第 2.2 項の解説に規定されているような信頼できる A 検体若しくは B 検体に基づく分析データ、又はアスリート・バイオロジカル・パスポートから得られたデータ等、競技者の血液や尿の検体から得られた検査結果により証明することができる。]

3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、又はピアレ

ビューを経た分析方法及び判断限界の設定は、科学的に有効なものであると推定される。当該推定の条件が充足されていることに対して異議を申し述べ、又は当該科学的有効性の推定に異議を述べようとする競技者又はその他の人は、当該異議の前提条件として、まず当該異議及び当該異議の根拠につき WADA に通知することを要する。第一審の聴聞機関、不服申立機関、又は CAS も独自の判断に基づき、当該反論につき WADA に通知することができる。WADA は、WADA による当該通知の受領及び当該異議に関連する案件記録の受領から 10 日以内に、当該手続において当事者として介入し、法廷助言人として参加し、又は、別途証拠を提供することができるものとする。CAS の面前における事案では、CAS パネルは、WADA からの要請があった場合、当該パネルによる当該反論の評価作業につき補助を受けるために、適切な科学的専門家を任命するものとする。

[第3.2.1 項の解説：特定の禁止物質について、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの推定濃度が最低報告レベルを下回る場合には、WADA は WADA 認定分析機関に対し、検体を違反が疑われる分析報告として報告しないよう指示することができる。当該最低報告レベルの決定又はいずれの禁止物質が最低報告レベルの対象であるかの決定にあたっての WADA の判断は、異議の対象とはならないものとする。さらに、検体における禁止物質の分析機関による推定濃度は推定に過ぎない。検体における禁止物質の正確な濃度が最低報告レベルを下回る可能性があるということは、いかなる場合であっても、検体において当該禁止物質が存在することに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。]

3.2.2 WADA 認定の分析機関その他 WADA の承認する分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。

競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、JADA は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負うものとする。

[第3.2.2 項の解説：違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する

国際基準」からの乖離を証拠の優越により証明する責任は、競技者又はその他の人が負う。よって、一旦、競技者又はその他の人が乖離の事実を証拠の優越により証明した場合、因果関係に関する競技者又はその他の人の挙証責任は若干低い「合理的に引き起こされる可能性があったか」というものになる。競技者又はその他の人がこれらの基準を充足した場合には、挙証責任はJADAに移り、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではなかった旨を、聴聞パネルが納得できる程度に証明する責任をJADAが負うことになる。]

3.2.3 その他の何らかの国際基準、又は世界規程若しくは本規程に定める他のアンチ・ドーピング規則若しくは規範からの乖離があっても、分析結果その他アンチ・ドーピング規則違反の証拠を無効化せず、アンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。但し、競技者又はその他の人が、以下に列挙する特定の国際基準の規定からの乖離が、違反が疑われる分析報告又は居場所情報関連義務違反に基づくアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となり得たことを証明した場合には、JADAは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告又は居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負うものとする。

[第3.2.3項の解説：国際基準その他検体の採取又は取扱いに関連しない規則からの乖離、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告、又は居場所情報関連義務違反若しくはB検体の開封に関する競技者への通知—例えば、教育に関する国際基準、プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準又は治療使用特例に関する国際基準—からの乖離の結果、WADAによるコンプライアンス手続が講じられる可能性があるが、アンチ・ドーピング規則違反の手続における抗弁とはならず、また、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行ったか否かという論点に関連性を有しない。同様に、JADAによる第20.7.7項において言及される文書の違反は、アンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁を構成しないものとする。]

(i) 検体の採取又は検体の取扱いに関する「検査及びドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、JADAが、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。

(ii) アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる分析報告に関する「結果管理に関する国際基準」又は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」からの乖離であって、アンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、JADAが、当該

	<p>乖離がアンチ・ドーピング規則違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。</p> <p>(iii) B 検体の開封において競技者に通知する要件に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、JADA が、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。</p> <p>[第3.2.3 項(iii)の解説 : JADA は、例えば、B 検体の開封及び分析が独立の証人により観察されており、不規則性が観察されなかったことを示すことによって、当該乖離が違反が疑われる分析報告を発生させたものではなかったことを証明する責任を果たしたことになる。]</p> <p>(iv) 競技者への通知に関する「結果管理に関する国際基準」からの乖離であって、居場所情報関連義務違反に基づきアンチ・ドーピング規則違反を合理的に発生させた可能性のあるもの。かかる場合には、JADA が、当該乖離が居場所情報関連義務違反を発生させたものではなかったことを証明する責任を負う。</p> <p>3.2.4 管轄権を有する裁判所又は職務上の懲戒の裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、その事実に関する決定の名宛人である競技者又はその他の人において、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その競技者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。</p> <p>3.2.5 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、(直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により) 聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネル又は JADA からの質問に対して回答することについて、競技者又はその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、アンチ・ドーピング規則違反の聴聞会において、その事実を根拠として、アンチ・ドーピング規則に違反した旨を主張された競技者又はその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。</p>
--	---

第4条 禁止表

4.1 禁止表の組み込み

本規程は、*世界規程*第 4.1 項に規定されており、*WADA* により公表され、改定される禁止表を組み込んでいる。

禁止表又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、*WADA* により公表された3ヶ月後に、*JADA* による特別の行為を要せずに、本規程のもとで有効となる。競技者及びその他の人は、禁止表及びその改定事項の効力発生日以降、更なる形式要件を要することなく、禁止表及びその改定事項に拘束されるものとする。競技者及びその他の人全員は、最新版の禁止表及びそのすべての改定事項を認識しておくことについて責任を負う。

[第4.1項の解説：現行の禁止表は、*WADA* のホームページ (<https://www.wada-ama.org>) より入手可能である。禁止表は、必要が生じた場合に迅速に改定され、公表される。但し、予見可能性を確保するため、変更の有無にかかわらず、新しい禁止表の公表は毎年行われる。]

4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表は、将来実施される競技において競技力を向上するおそれ又は隠蔽のおそれがあるため、常に（競技会（時）及び競技会外において）ドーピングとして禁止される禁止物質及び禁止方法並びに競技会（時）においてのみ禁止される物質及び方法を特定する。禁止表は特定のスポーツに関しては *WADA* により拡充される場合がある。禁止物質及び禁止方法は、一般的区分（例、蛋白同化薬）又は個々の物質若しくは方法についての個別の引用という形で禁止表に掲げられる場合がある。

[第4.2.1項の解説：競技会（時）においてのみ禁じられている物質を競技会外において使用することは、競技会（時）に採取された検体に、当該物質又はその代謝物若しくはマーカールについて違反が疑われる分析報告が報告されない限り、アンチ・ドーピング規則に違反するものではない。]

4.2.2 特定物質又は特定方法

第10条の適用にあたり、すべての禁止物質は、禁止表に明示されている場合を除き、「特定物質」とされるものとする。いかなる禁止方法も、禁止表

で「特定方法」であると具体的に明示されている場合を除き、特定方法ではないものとする。

[第4.2.2項の解説：第4.2.2項において特定される特定物質及び特定方法は、いかなる意味においても、その他のドーピング物質又は方法と比べ重要性が低い、又は危険性が低いと判断されるべきではない。むしろ、これらの物質及び方法は、単に、競技力向上以外の目的のために競技者により摂取又は使用される可能性が高いというに過ぎないものである。]

4.2.3 濫用物質

第10条の適用にあたり、濫用物質とは、スポーツの文脈外で頻繁に濫用されるため禁止表において濫用物質であると具体的に特定される禁止物質を含むものとする。なぜなら、これらはスポーツの文脈外において頻繁に社会で濫用されるからである。

4.3 禁止表の WADA による判断

禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法、禁止表の区分への物質の分類、常に若しくは競技会(時)のみにおいて禁止される物質の分類、特定物質、特定方法若しくは濫用物質としての物質又は方法の分類に関する WADA の判断は終局的なものであり、競技者又はその他の人は、いかなる異議(当該物質若しくは方法が隠蔽薬ではないこと、又は競技力向上効果がなく、健康被害を及ぼさず、若しくはスポーツの精神に反するおそれがないことに基づく異議を含むが、これらに限られない。)を唱えることもできないものとする。

4.4 治療使用特例 (TUE)

4.4.1 禁止物質若しくはその代謝物、マーカ存在、及び/又は禁止物質若しくは禁止方法の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企ては、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。

4.4.2 TUE 申請手続

4.4.2.1 国際レベルの競技者ではない競技者は、「治療使用特例に関する国際基準」の第4.1項又は第4.3項が適用される場合を除き、可能な限り早く JADA に TUE を申請するものとする。申請は、JADA のウェブサイトに掲示されるとおり、「治療使用特例に関する国際基準」の第6条に従い行われるものとする。

4.4.2.2 JADA は、下記第 4.4.2.2 項(a)から(d)までに従い、TUE の付与又は承認の申請を検討するためのパネルである TUE 委員会（以下「TUE 委員会」という。）を組成するものとする。

「治療使用特例に関する国際基準」の第 5.3 項に従い、国内アンチ・ドーピング機関は、競技者のための TUE 申請手続の理解を促進するために、自己の TUE 委員会の構成／手続の概要（例えば、TUE 委員会の委員数、就任期間、公正要件等）を示す条項を含めることが推奨される。下記は、国内アンチ・ドーピング機関がこの観点から含めることのできる条項の例である。

(a) TUE 委員会は、競技者のケア及び治療について経験を有し、臨床、スポーツ及び運動医学について確実な知識を有する、審査長及び他の 9 名の委員により構成されるものとする。任命された各委員の任期は 4 年間とする。

(b) TUE 委員会の委員となる前に、各委員は利益相反及び秘密保持の宣言書に署名しなければならない。任命された委員は JADA の職員であってはならない。

(c) TUE の付与又は承認のために JADA に申請が行われた場合には、TUE 委員会の審査長は当該申請を検討するために 3 名の委員（審査長を含みうる）を任命するものとする。

(d) TUE 申請を検討する前に、各委員は、申請を行う競技者に対する自己の公正性に影響を与える可能性のある事情を審査長に開示するものとする。申請を検討するために審査長に任命された委員が理由を問わず競技者の TUE 申請を評価したがらず又は評価することができない場合には、審査長は代替者又は新しい TUE 委員会を（例えば既存の候補者リストから）任命することができる。TUE の決定の公正性に影響を与える可能性のある事情がある場合には、審査長は TUE 委員会の委員となることはできない。

4.4.2.3 TUE 委員会は、「治療使用特例に関する国際基準」の関連条項に従い、通常（例外的な事情がある場合を除き）、完成された申請を受領してから 21 日以内に、申請を速やかに評価し決定を下すものとする。申請が競技大会の合理的な時間前に行われた場合には、TUE 委員会は競技大会が開始する前に決定を下すよう最大の努力を払わなければならない。

4.4.2.4 TUE 委員会の決定は JADA の終局的な決

定であるものとし、第 4.4.6 項に従いこれに対し不服申立てを行うことができる。TUE 委員会の決定は「治療使用特例に関する国際基準」に従い、競技者、WADA 及び他のアンチ・ドーピング機関に書面により通知されるものとする。また当該決定は ADAMS に速やかに報告されなければならない。

[第 4.4.2 項の解説：「治療使用特例に関する国際基準」第 5.1 項に従い、JADA は、JADA の検査配分計画において JADA により優先的に扱われていない競技における国内レベルの競技者による TUE の事前申請を検討することを差し控えることができる。その場合には、JADA は、後日検査を受けた競技者につき、遡及的 TUE の申請を行うことを認めるものとする。加えて、JADA は影響を受ける競技者のために、自己のウェブサイト当該方針を公表するものとする。

TUE 委員会若しくは JADA に虚偽の文書を提出すること、作為若しくは不作為を求めて人に賄賂を贈り又は受領すること、証人から虚偽の証言を確保すること、又は TUE 手続の側面に関して他の詐欺的行為、類似の意図的介入若しくは介入の企てを行った場合には、第 2.5 項に基づく不正干渉又は不正干渉の企ての請求がなされるものとする。

競技者は、TUE の付与若しくは承認の申請（又は TUE の更新の申請）が認められることを当然と考えるべきではない。申請が認められる前の禁止物質又は禁止方法の使用、保有又は投与は、競技者が完全にリスクを負う。]

4.4.3 遡及的 TUE 申請

JADA が、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者ではない競技者を検査しようとする場合には、JADA は、当該競技者について、当該競技者が治療目的で使用している禁止物質又は禁止方法について遡及的 TUE を申請することを認めなければならない。

4.4.4 TUE 承認

JADA の付与した TUE はあらゆる国の国内レベルにおいて有効であり、他の国内アンチ・ドーピング機関により正式に承認される必要はない。

但し、次のとおり「治療使用特例に関する国際基準」に従い、関連する国際競技連盟又は主要競技大会機関により承認される場合を除き、当該競技者が国際レベルの競技者となった場合又は国際競技大会において競技した場合には、当該 TUE は自動的に有効ではない。

4.4.4.1 競技者が、対象となる物質又は方法につき、JADAにより既にTUEを付与されている場合には、自己のTUEが国際競技連盟又は主要競技大会機関により自動的に承認される場合を除き、当該競技者は当該TUEの承認のために自己の国際競技連盟又は主要競技大会機関に申請するものとする。当該TUEが「治療使用特例に関する国際基準」に定められている基準を満たすときには、国際競技連盟又は主要競技大会機関は、これを認めなければならない。

当該国際競技連盟又は主要競技大会機関が、JADAの付与したTUEがこれらの基準を満たさないと判断し、これを承認しない場合には、国際競技連盟は、当該競技者及びJADAに速やかにその旨を理由とともに通知しなければならない。当該競技者及び/又はJADAは、第4.4.6項に従い、当該通知から21日以内に、当該案件について審査を受けるためにWADAに回付することができる。

第4.4.6項に従いこの案件が審査のためにWADAに回付された場合には、JADAが付与したTUEは、WADAによる決定が下されるまでは、国内の競技会(時)及び競技会外の検査において引き続き有効となる(但し、国際レベルの競技会においては無効となる。)

この案件が審査のために21日間の期限内にWADAに回付されなかった場合には、JADAは、当該国内アンチ・ドーピング機関の付与した元のTUEが国内レベルの競技会(時)及び競技会外の検査について依然有効であり続けるべきか判断しなければならない(但し、競技者が国際レベルの競技者ではなく、国際レベルの競技会に参加しないことを条件とする。)。JADAの判断を待っている間は、TUEは国内レベルの競技会(時)及び競技会外の検査について有効であり続けるものとする(しかし、国際レベルの競技会については無効とする。)

[第4.4.4.1項の解説:「治療使用特例に関する国際基準」第5.7項及び第7.1項に従い、国際競技連盟は、(1)自己の権限下にあるどの競技者が自己にTUEの申請を行わなければならないのか、(2)自己が他のアンチ・ドーピング機関のどのTUE決定を当該申請に代わり自動的に承認するのか、また(3)他のアンチ・ドーピング機関のどのTUE決定が承認のために自己に提出されなければならないのかを明確に示す通知を自己のウェブサイトにおいて公表し、更新し続けなければならない。競技者のTUEが、自動的に承認されるTUEの類型に該当する場合には、当該競技者は当該TUEの承認を求めて自己の国際競技連盟に申請を行うことを要しない。

JADAは、「治療使用特例に関する国際基準」の要件に従って、競技者がJADAの付与したTUEを承

認のために国内競技連盟又は主要競技大会機関に提出する時期を決定する上で、競技者を助け、承認過程において当該競技者を指導し、支援する。

国際競技連盟が、「治療使用特例に関する国際基準」における基準が充足されていることを証明するために必要な医療情報又はその他の情報が欠如していることのみを理由として、国内アンチ・ドーピング機関の付与した TUE を承認しない場合には、当該案件を WADA に回付すべきではない。代わりに、TUE 申請のために必要な書類が整えられた上で、国際競技連盟に再提出されるべきである。]

4.4.4.2 競技者が、対象となる物質又は方法につき、JADA よりまだ TUE を付与されていない場合には、当該競技者は、必要性が生じてからすぐに、「治療使用特例に関する国際基準」に定める過程に従い、その国際競技連盟に TUE を直接申請しなければならない。

当該国際競技連盟が競技者の申請を却下する場合には、当該国際競技連盟は、速やかに競技者に理由とともに通知するものとする。

当該国際競技連盟が競技者の申請を承認する場合には、当該国際競技連盟は、当該競技者及び JADA に通知するものとする。JADA が、国際競技連盟により付与された TUE が「治療使用特例に関する国際基準」に定められた基準を充足しないと考える場合には、当該通知から 21 日以内に、この案件について審査してもらうために WADA に回付することができる。

JADA がこの案件を審査のために WADA に回付した場合には、国際競技連盟が付与した TUE は、WADA による決定が下されるまでは、国際レベルの競技会及び競技会外の検査において引き続き有効となる（但し、国内レベルの競技会においては無効となる。）。

JADA がこの案件を審査のために WADA に回付しなかった場合には、国際競技連盟の付与した TUE は、21 日間の審査期限の経過とともに国内レベルの競技会について有効となる。

[第 4.4.4.2 項の解説: 国際競技連盟及び JADA は、JADA が国際競技連盟に代わって TUE 申請を検討することができる旨を合意することができる。]

4.4.5 TUE の終了、撤回又は取消し

4.4.5.1 本規程に従い付与された TUE は、(a)

更なる通知その他形式要件を要することなく、付与された期間の末日において自動的に終了するものとし、(b)TUE の付与にあたり TUE 委員会が賦課した要件又は条件を 競技者が速やかに遵守しない場合には、撤回され、(c)TUE を付与する基準を事実上充足しない旨後日判断された場合には、TUE 委員会はこれを撤回することができ、又は (d)WADA による審査若しくは不服申立てにあたり、取り消されることできる。

4.4.5.2 かかる場合には、競技者は、TUE の終了、撤回又は取消しの効力発生日に先立つ、TUE に従った、対象となる禁止物質又は禁止方法の使用、保有又は投与に基づく措置の対象とはならないものとする。TUE の終了、撤回又は取消しのすぐ後に報告された、違反が疑われる分析報告の、「結果管理に関する国際基準」第 5.1.1.1 項に基づく審査は、当該報告が、当該日付に先立つ禁止物質又は禁止方法の使用に合致するか否かの検討も含むものとし、合致する場合には、アンチ・ドーピング規則違反の主張はなされない。

4.4.6 TUE 決定の審査及び不服申立て

4.4.6.1 JADA が TUE の申請を却下した場合には、競技者は第 13.2.2 に記載される国内レベルの不服申立機関にのみ不服申立てを提起することができる。

4.4.6.2 WADA は、競技者又は JADA が WADA に回付した、JADA が付与した TUE を承認しない旨の国際競技連盟による決定を審査しなければならない。また、WADA は、JADA が WADA に回付した、TUE を付与する旨の国際競技連盟による決定を審査しなければならない。WADA は、影響を受ける者による要請又は自らの主導により、他の TUE 決定をいつでも審査することができる。審査を受けている TUE 決定が「治療使用特例に関する国際基準」の定める基準を充足する場合には、WADA はこれに干渉しない。TUE 決定が当該基準を充足しない場合には、WADA はこれを取り消す。

[第 4.4.6.2 項の解説：WADA は、(a)第 4.4.8 項に基づき TUE の審査の実施が義務づけられるとき、及び(b)審査されている決定が取り消された場合において独自に審査を行うときに、その費用をカバーするために、手数料を課す権利を有する。]

4.4.6.3 国際競技連盟（又は JADA が国際競技連盟に代わって申請を検討する旨を合意した場合には、JADA）による TUE 決定のうち、WADA が審査していないもの、又は WADA が審査したが取り消さなかったものは、競技者及び/又は JADA がこれを CAS にのみ不服申立てを提起することがで

きる。

[第4.4.6.3 項の解説：かかる場合には、不服申立ての対象となっている決定は、国際競技連盟の TUE 決定であって、TUE 決定を審査しない旨の WADA の決定又は (TUE を審査した上で) TUE 決定を取り消さない旨の WADA の決定ではない。但し、TUE 決定の不服申立期間は、WADA がその決定を通知した日から開始する。いずれにせよ、当該決定が WADA により審査されたか否かを問わず、WADA は不服申立ての通知を受けるものとし、WADA が適切と判断する場合には、当該不服申立てに参加することができる。]

4.4.6.4 TUE 決定を取り消す旨の WADA による決定は、影響を受ける競技者、JADA 及び／又は国際競技連盟によって、CAS のみに不服申立てを提起することができる。

4.4.6.5 TUE の付与／承認又は TUE 決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に判断を下さなかった場合には、当該申請は却下され、よって適用される審査／不服申立ての該当する権利が発動されるものとされる。

第5条 検査及びドーピング調査

5.1 検査及びドーピング調査の目的

5.1.1 JADA による検査及びドーピング調査は、いかなるアンチ・ドーピングの目的のためにも行われうる。これらは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従って行われるものとする。JSC は、日本の法令に従い、独立して、独自にドーピング調査を行うことができ、その際には本規程及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」を尊重するよう努めるものとする。

5.1.2 検査は、競技者が世界規程の第2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること）又は第2.2項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）に違反したか否かに関する分析証拠を得るために行われるものとする。

5.2 検査を行う権限

5.2.1 JADA は、第5.3項に定める競技大会時の検査の制限に従い、本規程の序論（「本規程の適用範囲」の項）において特定されるすべての競技者に対し、競技会（時）検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。

5.2.2 JADA は、自己が検査権限を有する競技者

(資格停止期間中の競技者を含む。)に対し、時間又は場所を問わず、検体を提供することを要請することができる。

[第5.2.2項の解説：競技者が、午後11時から午前6時までの間に60分間の検査時間枠を特定しない限り、又は、別途当該時間内に検査を受けることに同意しない限り、JADAは、当該競技者がドーピングを行った旨の重大かつ具体的な疑義を有する場合を除き、当該時間内に競技者を検査しない。JADAが当該時間内に検査を実施するにあたり十分な疑義を有していなかったのではないかという反論は、当該検査又は検査の企てに基づくアンチ・ドーピング規則違反に対する抗弁とはならないものとする。]

5.2.3 WADAは、世界規程の第20.7.10項に定めるとおり、競技会(時)検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。

5.2.4 国際競技連盟又は主要競技大会機関が検査の一部を直接又は国内競技連盟を経由して国内アンチ・ドーピング機関に委託し、又は請け負わせる場合には、JADAは、追加の検体を採取し、若しくは国内アンチ・ドーピング機関の費用負担において追加の種類の実行を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取され、又は、追加の種類の実行が行われた場合には、国際競技連盟又は主要競技大会機関はその旨の通知を受けるものとする。

5.3 競技大会時の検査

5.3.1 別途下記に定める場合を除き、単一の機関のみが、競技大会の期間中に競技大会会場において検査を行う権限を有するものとする。日本において開催される国際競技大会では、当該競技大会の所轄組織である国際機関が検査を行う権限を有する。日本において開催される国内競技大会では、JADAが検査を行う権限を有する。競技大会の所轄組織の要請に基づき、競技大会の期間中における競技大会会場の外での検査は、当該所轄組織と連携して行われるものとする。

5.3.2 検査権限を有するが、競技大会において検査を主導し、指示する責任を負わないアンチ・ドーピング機関が、競技大会の期間中に競技大会会場にて競技者の検査の実施を希望する場合には、当該アンチ・ドーピング機関は当該検査を実施し、調整するための許可を取得するため、まず当該競技大会の所轄組織と協議するものとする。もしアンチ・ドーピング機関が、当該競技大会の所轄組織からの回答に満足しない場合には、当該アンチ・ドーピング機関は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に規定された手続に従い、検

査を実施し、調整するための方法を決定することを許可するよう WADA に要請することができる。WADA は、当該検査の承認をするに先立ち、事前に当該競技大会の所轄組織と協議し、連絡を行わなければならない。WADA による決定は終局的なものとし、これに対し不服を申し立てることはできないものとする。別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は競技会外の検査として扱われるものとする。当該検査の結果管理は、別途当該競技大会の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチ・ドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。

[第5.3.2 項の解説 : WADA は、国際競技大会において検査を主導し、実施する承認を JADA に付与するのに先立ち、当該競技大会の所轄組織である国際機関と協議するものとする。WADA は、国内競技大会において検査を主導し、実施する承認を国際競技連盟に付与するのに先立ち、JADA と協議するものとする。「検査を主導し、指示する」アンチ・ドーピング機関は、検体の採取その他ドーピング・コントロールの手續に関連する責任を委譲する委託された第三者と合意を締結することもできる。]

5.4 検査要件

5.4.1 JADA は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」が要求するとおり、検査配分計画及び検査を行うものとする。

5.4.2 実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限に活用し、かつ、無駄な検査の重複が無いように、ADAMS を通して調整されるものとする。

5.5 競技者の居場所情報

5.5.1 JADA は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において特定される方法で居場所情報を提供することが求められ、第 10.3.2 項において定めるとおり第 2.4 項の違反について措置の対象となる競技者についての登録検査対象者リストを策定した。JADA は当該競技者の特定及びその居場所情報を収集につき、国際競技連盟と連携するものとする。

5.5.2 JADA は、氏名又は明確に定義された具体的な基準のいずれかに基づき登録検査対象者リストに含まれる競技者を特定するリストを ADAMS を通して利用可能な状態に置くものとする。JADA は自己の登録検査対象者リストにおいて競技者を含めるための基準を定期的に検討し必要に応じ更新するものとし、列挙された各競技者が該当する

基準を充足し続けることを確保するために自己の登録検査対象者リストにおける競技者のリストを定期的に（但し四半期毎以上の頻度で）検討するものとする。競技者は登録検査対象者リストに含まれる前及び当該リストから除外されるときに通知を受けるものとする。当該通知は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める情報を含むものとする。

5.5.3 競技者が自己の国際競技連盟により国際的な登録検査対象者リスト及び JADA により国内の登録検査対象者リストに含まれる場合には、JADA 及び国際競技連盟は、いずれかが当該競技者の居場所情報提出を受諾するか、その間で合意するものとし、いかなる場合においても競技者はそれらの 2 つ以上に対し居場所情報提出を行うことを要さない。

5.5.4 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い、登録検査対象者リストにおける各競技者は、(a)四半期毎に自己の居場所について JADA に連絡し、(b)当該情報が常時正確かつ完全であり続けるよう当該情報を必要に応じ更新し、かつ、(c)当該居場所において自己が検査を受けられるようにするものとする。

5.5.5 第 2.4 項において、競技者が「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従わなかったことは、居場所情報提出義務違反又は検査未了を宣言するための「結果管理に関する国際基準」付属文書 B の定める条件が充足される場合には、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」付属文書 B において定義されるとおり居場所情報提出義務違反又は検査未了とみなされるものとする。

5.5.6 (a)競技者が引退した旨 JADA に書面により通知し、又は(b)JADA が当該競技者が登録検査対象者リストに含まれるための基準をもちや充足しない旨を当該競技者に通知しない限り、かつ、その時点まで、JADA の登録検査対象者リストに含まれる競技者は「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の居場所情報関連義務に従う義務を負い続けるものとする。

5.5.7 競技者が登録検査対象者リストに含まれている間に提供した居場所情報は、WADA 及び第 5.2 項において定めるとおり当該競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が ADAMS を通してアクセスすることができるものとする。居場所情報は常に厳格に機密として保持され、ドーピング・コントロールを計画、調整若しくは遂行し、アスリート・バイオロジカル・パスポートに関連する情報その他の分析結果を提供し、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に対する調査を補助し、又はアンチ・ドーピング規則違

反を主張する手続を補助する目的のみのために使用され、これらの目的のためにもはや不要となった場合には「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従い破棄されるものとする。

5.5.8 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い、JADA は、検査対象者リストを策定する。

5.5.8.1 JADA は、検査対象者リストに登録される時及び除外される時に競技者に通知するものとする。

5.5.8.2 検査対象者リストに登録された競技者は、本規程 5.5.4 項で定められる登録検査対象者リストに登録された各競技者が居場所情報に関して負う義務と同じ義務を負う。

5.5.8.3 検査対象者リストに登録された競技者居場所情報に関する義務を果たさなかった場合であっても、世界規程第 2.4 項に定められる措置は課されない。但し、JADA は当該競技者を JADA の登録検査対象者リストに引き上げることを検討するものとする。

5.5.9 JADA は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い、登録検査対象者リスト又は検査対象者リストに含まれていない競技者及び／又はチームから必要な居場所情報を収集することができる。

5.6 引退した競技者の競技会への復帰

5.6.1 JADA の登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及び JADA に対し、6 ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。

WADA は、該当する国際競技連盟及び JADA と協議の上、6 ヶ月前の事前の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。当該決定に対しては、第 13 条に基づき不服申立てを提起することができる。

本第 5.6.1 項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。但し、競技者が、これが国際競技大会又は国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかつたことを立証することができた場合には、この限りでない。

	<p>5.6.2 競技者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該競技者は、資格停止期間を賦課したアンチ・ドーピング機関に対し、当該引退について書面で通知しなければならない。競技者がその後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、JADA 及び当該競技者の国際競技連盟に対し、6 ヶ月前に事前の書面による通知（又は当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が 6 ヶ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知）をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。</p> <p>5.7 インディペンデント・オブザーバー・プログラム</p> <p>JADA 及び日本における国内競技大会の組織委員会は、当該競技大会におけるインディペンデント・オブザーバー・プログラムを授権し、促進するものとする。</p>
--	--

第6条 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

6.1 認定分析機関、承認分析機関その他の分析機関の使用

6.1.1 第2.1項に基づき違反が疑われる分析報告を直接立証する目的において、検体は、WADA 認定分析機関、又は WADA により承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。検体分析のために使用される WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関の選択は、JADA のみが決定するものとする。

[第6.1項の解説:第2.1項に対する違反は、WADA 認定分析機関又はWADA によって承認された他の分析機関による検体の分析のみにより証明される。かかる条項以外の条項に対する違反については、その他の分析機関の分析結果であっても、その結果が信頼に足りる限り、その違反の証明に用いることができる。]

6.1.2 第3.2項に定めるとおり、アンチ・ドーピング規則違反に関連する事実は、いかなる信頼のおける方法によっても立証することができる。これは、例えば、WADA 認定分析機関又は承認分析機関の外で、信頼のおける分析機関その他法医学の検査を含む。

6.2 検体及びデータの分析の目的

6.2.1 検体及び関連する分析データ又はドーピング・コントロール情報の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びに世界規程第4.5項に記載される監視プログラムに従って WADA が定めるその他の物質の検出、又は JADA による競技者の尿、血液若しくはその他の基質に含まれる関係するパラメーターについて、DNA 及びゲノム解析を含む分析の支援又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。

[第6.2項の解説:例えば、関係するドーピング・コントロール関連情報は、特定対象検査を実施するため、若しくは、第2.2項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を裏づけるため、又はその双方のために使用されうる。]

6.3 検体及びデータの研究

競技者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできないものの、検体、関連する分析データ及びドーピング・コントロール情報は、アンチ・ドーピング研究目

的でこれを使用することができる。研究目的で使用される検体、関連する分析データ又はドーピング・コントロール情報は、まず、検体、関連する分析データ又はドーピング・コントロール情報から特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されるものとする。検体及び関連する分析データ又はドーピング・コントロール情報に関する研究は、世界規程の第 19 条に定める原則に従うものとする。

[第 6.3 項の解説:多くの医療上又は科学的な文脈で見られるように、品質保証、品質改善、方法の改善及び開発、又は基準値の設定を目的とした、又は参照集団を確立するための、検体及び関連情報の使用は、研究とはみなされない。このような、許可された研究以外の目的のために使用される検体及び関連情報も、まず、世界規程の第 19 条に定める原則、並びに「分析機関に関する国際基準」及び「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」を尊重した上で、そこから特定の競技者にたどり着くことができない方法で処理されなければならない。]

6.4 検体分析及び報告の基準

第 6.4 項に従い、JADA は、分析機関に対し、「分析機関に関する国際基準」及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第 4.7 項に適合する形で検体を分析するよう求めるものとする。

分析機関は、独自の判断及び費用負担において、標準的な検体分析項目には含まれていない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、又は JADA の要求するとおりに、検体を分析することができる。このような分析の結果は JADA に報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

[第 6.4 項の解説:本項の目的は、検体分析項目に「インテリジェンスを活用した検査」の原則を拡充し、これにより最大限に効果的かつ効率的にドーピングを検出するためである。ドーピングとの戦いのためのリソースは限られており、検体分析項目を増やすことは、特定のスポーツ及び国において、分析される検体数を減らすことに繋がる可能性もある。]

6.5 結果管理の前又はその間における検体の更なる分析

JADA が競技者に対し、検体が、第 2.1 項のアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の根拠であると通知する前に、分析機関が検体について繰り返し又は追加的分析を行う権限には制限がないものとする。

る。JADA が、当該通知の後に当該検体について追加の分析を行うことを希望する場合には、JADA は、競技者の同意又は聴聞機関の承認をもってこれを行うことができる。

6.6 検体が陰性と報告された後、又は別途アンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後の、検体の更なる分析

分析機関が検体を陰性と報告した後、又は当該検体がアンチ・ドーピング規則違反の責任追及の結果に至らなかった後に、当該検体は、第 6.2 項の目的のため、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関又は WADA のいずれかの指示があった場合に限り、いつでも保管され、更なる分析の対象とされる場合がある。保管された検体について更なる分析を行うことを希望する競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関は、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関又は WADA の許可をもってこれを行うことができ、追加の結果管理について責任を負うものとする。WADA 又は他のアンチ・ドーピング機関の主導による検体の保管又は更なる分析は、WADA 又は当該機関の費用負担によるものとする。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」の要件に適合するものとする。

6.7 A 検体又は B 検体の分割

WADA、結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関、及び/又は (WADA 若しくは結果管理について権限を有するアンチ・ドーピング機関の承認を取得した) WADA 認定分析機関が、分割された検体の第一の部分を A 検体分析に使用し、分割された検体の第二の部分を確認のために使用する目的で A 検体又は B 検体を分割することを希望する場合には、「分析機関に関する国際基準」に定める手続が遵守されるものとする。

6.8 検体及びデータを保有する WADA の権利

WADA は、いつでもその単独の裁量により、事前の通知を行うか否かにかかわらず、分析機関又はアンチ・ドーピング機関が保有する検体及び関連分析データ又は情報を物理的に入手することができる。WADA が要求した場合には、検体又はデータを保有している分析機関又はアンチ・ドーピング機関は、WADA が直ちに検体又はデータにアクセスし、当該検体を物理的に入手することができるようにするものとする。WADA が検体又はデータを入手する前に分析機関又はアンチ・ドーピング機関に事前の通知を行わなかった場合には、WADA は入手した後合理的な時間内に、WADA が入手した検体又はデータを有していた分析機関及び各アンチ・ドーピング機関に対し当該通知を行

うものとする。潜在的なアンチ・ドーピング規則違反が発見された場合には、獲得された検体又はデータの分析及び調査の後、WADA は、競技者を検査する権限を有する別のアンチ・ドーピング機関に対し、当該検体又はデータについて結果管理責任を引き受けるよう指示することができる。

[第 6.8 項の解説：WADA が検体又はデータを物理的に入手することへの抵抗又は拒否は、不正干渉、違反関与、又は「署名当事者の規程遵守に関する国際基準」に定める不遵守の行為を構成する可能性があり、また、「分析機関に関する国際基準」の違反を構成する可能性もある。必要な場合には、分析機関及び／又はアンチ・ドーピング機関は、獲得された検体又はデータの該当国からの出国に遅延が生じないよう確保することについて WADA を支援するものとする。

WADA は、勿論、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反、署名当事者による不遵守、又は他の人によるドーピング活動に関連する正当な理由なく、検体又は分析データを一方的に入手しない。しかし、正当な理由が存在するか否かに関する判断は、WADA がその裁量により下すものであり、異議の対象とならないものとする。とりわけ、正当な理由の有無は、アンチ・ドーピング規則違反又はその措置に対する抗弁とはならないものとする。]

第 7 条 結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止

本規程に基づく結果管理は、公平、迅速かつ効率的な方法によりアンチ・ドーピング規則違反案件を解決するために設計された手続を策定するものとする。

7.1 結果管理を実施する責任

7.1.1 第 6.6 項、第 6.8 項及び世界規程の第 7.1 項に別途定める場合を除き、結果管理は、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関（又は、検体の採取が行われない場合には、アンチ・ドーピング規則違反の可能性につき競技者又はその他の人に最初に通知を付与し、その後当該アンチ・ドーピング規則違反を余念なく追及したアンチ・ドーピング機関）の責任とし、当該アンチ・ドーピング機関の手続上の規則に準拠するものとする。

7.1.2 国内アンチ・ドーピング機関の規則が、当該国の国民、居住者、ライセンス保持者若しくは当該国のスポーツ団体の加盟者ではない競技者若しくはその他の人に対する権限を国内アンチ・ドーピング機関に付与しない場合、又は、国内アンチ・ドーピング機関が当該権限を行使しない場合に

は、結果管理は、該当する国際競技連盟又は国際競技連盟の規則において指示されるとおり、当該競技者又はその他の人について権限を有する第三者により行われる。

7.1.3 潜在的な居場所情報関連義務違反（提出義務違反又は検査未了）に関する結果管理は、「結果管理に関する国際基準」に定めるとおり、違反を問われる競技者による居場所情報の提出先である国際競技連盟又は JADA により処理されるものとする。JADA が提出義務違反又は検査未了を認定した場合には、ADAMS を経由して WADA に当該情報を提出するものとし、当該情報は、当該システムからその他の関連アンチ・ドーピング機関により利用可能なものとされる。

7.1.4 JADA が、自己の権限下にある競技者及びその他の人に関するアンチ・ドーピング規則違反に関して結果管理を実施する上で責任を負う他の状況は、世界規程第 7 条を参照しこれに従い決定されるものとする。

7.1.5 WADA は、特定の状況において JADA が結果管理を実施するよう指示することができる。JADA が、WADA の設定した合理的な期限内に結果管理を行うことを拒否した場合には、当該拒否は不遵守行為と捉えられるものとし、WADA は、当該競技者又はその他の人について権限を有する他のアンチ・ドーピング機関であって結果管理責任を引き受けようとする意思のあるものに対し、JADA に代わって結果管理責任を引き受けることを指示することができ、また、そのようなアンチ・ドーピング機関が存在しない場合には、かかる意思を有する他のいかなるアンチ・ドーピング機関に対しても指示することができる。かかる場合には、JADA は、WADA の指定した他のアンチ・ドーピング機関に、結果管理を行うコスト及び弁護士費用を償還するものとし、コスト及び弁護士費用を償還しないことは不遵守行為とみなされるものとする。

7.2 アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査及び通知

JADA は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する審査及び通知を、「結果管理に関する国際基準」に従い行うものとする。

7.3 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

JADA は、上記の定めのとおり、アンチ・ドーピング規則違反の可能性を競技者又はその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピング規

則違反が存在するか否か判断するために、ADAMSを参照し、WADA その他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。

7.4 暫定的資格停止

[第7.4項の解説: JADAによって暫定的資格停止が一方的に賦課される前に、本規程及び「結果管理に関する国際基準」に定められた内部的な審査が、まず完了されなければならない。

7.4.1 違反が疑われる分析報告又はアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の後の強制的な暫定的資格停止

JADAは、特定物質又は特定方法以外の禁止物質又は禁止方法につき違反が疑われる分析報告又は(アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査手続の完了にあたって)アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告を受領した場合には、第7.2項により要求される審査及び通知の後速やかに競技者に対し暫定的資格停止を賦課するものとする。

(i)競技者が、当該違反が汚染製品に関するものである可能性があることを日本アンチ・ドーピング規律パネルに対し立証した場合、又は(ii)違反が濫用物質に関するものであり、競技者が第10.2.4.1項に基づく短縮された資格停止期間について権利を有することを立証した場合には、強制的な暫定的資格停止は取り消される場合がある。汚染製品に関する競技者の主張を理由として強制的な暫定的資格停止を取り消さない旨の日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対しては、不服申立てを行うことはできないものとする。

7.4.2 特定物質、特定方法、汚染製品又はその他のアンチ・ドーピング規則違反に関する、違反が疑われる分析報告に基づく任意の暫定的資格停止

JADAは、第7.4.1項の適用対象外であるアンチ・ドーピング規則違反に関して、競技者のB検体の分析又は第8条に定める終局的な聴聞会に先立って、暫定的資格停止を賦課することができる。

「結果管理に関する国際基準」において別段の定めがある場合を除き、第8条に基づく日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に先立って、任意の暫定的資格停止は、JADAの裁量によりいつでも取り消される場合がある。

7.4.3 聴聞又は不服申立ての機会

第7.4.1項及び第7.4.2項にかかわらず、暫定的資格停止は、競技者又はその他の人が、(a)暫定的資

格停止が賦課される前、若しくは賦課された後適時に暫定聴聞会の機会を与えられ、又は、(b)暫定的資格停止を賦課された後適時に第 8 条に基づく緊急聴聞会の機会を与えられない限り、賦課されない。

暫定的資格停止の賦課、又は暫定的資格停止を賦課しない旨の決定は、第 13.2 項に従い迅速な手続においてこれに対し不服申立てをすることができる。

7.4.4 暫定的資格停止の自発的な受諾

競技者は、(i)B 検体の報告（又は B 検体の放棄）から 10 日間又は他のアンチ・ドーピング規則違反の通知から 10 日間の期間満了、又は(ii)競技者が当該報告又は通知の後に最初に競技する日のいずれか遅い方に先立ち、独自の判断により、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。

その他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の通知から 10 日以内に、独自の判断により、暫定的資格停止を自発的に受諾することができる。

当該自発的な受諾にあたり、当該暫定的資格停止は完全な効力を有し、当該暫定的資格停止があたかも第 7.4.1 項又は第 7.4.2 項に基づき賦課されたとした場合と同じ方法で取り扱われるものとする。但し、競技者又はその他の人は、暫定的資格停止を自発的に受諾した後いつでも当該受諾を撤回することができるが、かかる場合において競技者又はその他の人は当該暫定的資格停止中に従前服した時間について何ら控除を受けないものとする。

7.4.5 A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が賦課されたが、それに続く B 検体の分析（競技者又は JADA の要請がある場合）が A 検体の分析結果を追認しない場合には、競技者は第 2.1 項の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止を賦課されないものとする。競技者が第 2.1 項の違反により競技大会の出場資格を失ったが、続く B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該競技大会にその他の影響を与えることなく当該競技者が当該競技大会に出場することが可能な場合には、当該競技者は、当該競技大会に出場できるものとする。

7.5 結果管理に関する決定

JADA の結果管理に関する決定又は裁定は、特定の地理的地域又は競技に限定されることが意図されてはならず、以下を含むがこれらに限られない事

項を取り扱い、決定するものとする。(i)アンチ・ドーピング規則違反が行われたか、又は暫定的資格停止が賦課されるべきか、当該決定の事実的根拠、及び違反があった本規程の具体的な条項、並びに(ii)第9条及び第10.10項に基づく該当する失効、メダル又は褒賞の剥奪、資格停止期間及び当該期間の開始日、並びに金銭的措置を含むアンチ・ドーピング違反に由来するすべての措置。

[第7.5項の解説：結果管理に関する決定は、暫定的資格停止を含む。

JADAによる各決定は、アンチ・ドーピング規則違反が行われたか、及び、第10.1項に基づく失効(それは競技大会の所轄組織に任される。)以外の失効を含む、当該違反に由来するすべての措置を取り扱うべきである。第15条に従い、当該決定及びその措置の賦課は、すべての国においてすべての競技について自動的な効果を有するものとする。例えば、競技会(時)に採取された検体について違反が疑われる分析報告に基づく、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の決定については、競技会で獲得された競技者の成績は第9条に基づき失効し、検体が採取された日から資格停止期間の存続期間を通して競技者が取得した他の競技成績も、第10.10項に基づき失効する。違反が疑われる分析報告が競技大会における検査の結果である場合には、検体の採取前の競技者の当該競技大会における他の個人成績も第10.1項に基づき失効するか否かは、主要競技大会機関が決定する責任を負う。]

7.6 結果管理に関する決定の通知

JADAは、第14条及び「結果管理に関する国際基準」に定めるとおり、結果管理に関する決定について、競技者、その他の人、署名当事者及びWADAに通知するものとする。

7.7 競技からの引退

[第7.7項の解説：競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関の権限に服する前に行った行為は、アンチ・ドーピング規則違反を構成しないが、スポーツ団体のメンバーから除外する正当な根拠たりうる。]

JADAの結果管理手続の進行中に競技者又はその他の人が引退する場合には、JADAは、当該結果管理手続を完了させる権限を保有し続ける。仮に、

	<p>競技者又はその他の人が結果管理手続の開始前に引退する場合であって、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反した時点においてJADA が当該競技者又はその他の人について結果管理権限を有していたであろうときには、JADA は結果管理を実施する権限を有する。</p>
--	--

第 8 条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知

アンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張された人につき、JADA は、合理的な期間内に、*世界規程*及び「結果管理に関する国際基準」を遵守している、公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供するものとする。聴聞会は、技術を用いて共に結び付けられた手続参加者により通信回線を使用して行うこともできる。使用可能な又は使用されるべき技術について制限はないが、電話会議、テレビ会議技術その他のオンラインコミュニケーションツール等の手段を含む。聴聞パネル（以下において定義される）は、聴聞会を通信回線を使用して行うか否か及び通信回線を使用して行う場合の具体的な手段を決定する裁量を有する。

8.1 公正な聴聞会

8.1.1 公正かつ公平で運営上の独立性を有する聴聞パネル

8.1.1.1 JSC は、本規程の適用対象となる競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったかについて聴聞を行い、これを決定し、また、該当する場合には適用される措置を賦課する、管轄権を有する日本アンチ・ドーピング規律パネルを設立するものとする。

8.1.1.2 JSC は、日本アンチ・ドーピング規律パネルに利益相反がなく、その構成、任期、職業経験、運営上の独立性及び適切な財政基盤が「結果管理に関する国際基準」の要件を充足することを確保するものとする。

8.1.1.3 JADA 又はその機関の理事会構成員、職員、委員会構成員、コンサルタント及び担当者、並びに案件の調査及び裁定前段階に関与する人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルのパネル委員及び／又は事務局（当該事務局が協議過程及び／又は決定の起案に関与している限りにおいて）に任命されてはならない。特に、いかなるパネル委員も、配点された事案において、従前に TUE 申請、結果管理に関する決定又は不服申立てを検討してはならない。

	<p>8.1.1.4 日本アンチ・ドーピング規律パネルは、法律家である 1 名の委員長及び複数名の副委員長、複数名の医師、並びに更なる複数名の委員（現役のスポーツ関連団体の役職員若しくは競技者又は過去に当該役職員若しくは競技者であった者とする。）により構成される。 すべての委員は、公正に、偏りなく、独立して聴聞が行える者として任命される。</p> <p>8.1.1.5 各委員は、その法的な、スポーツの、医学的及び／又は科学的知見を含む、必要なアンチ・ドーピング経験を考慮に入れた上で、任命されるものとする。各委員の任期は 4 年とし、任期は更新することができるものとする。</p> <p>8.1.1.6 委員が死亡又は退任した場合には、JSC は、独立した者を委員として任命し、その欠員を補充することができる。任命された当該委員の任期は、欠員の原因となった元の委員の任期の残期間とする。</p> <p>8.1.1.7 日本アンチ・ドーピング規律パネルは、JADA 又は第三者から介入されることなく聴聞及び意思決定手続を行う地位にあるものとする。</p> <p>8.1.2 聴聞手続</p> <p>8.1.2.1 JADA が、アンチ・ドーピング規則違反の可能性について競技者又はその他の人に通知を付与し、当該競技者又はその他の人が第 8.3.1 項又は第 8.3.2 項に従い聴聞会を放棄しない場合には、当該事案は日本アンチ・ドーピング規律パネルに委ねられ、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、「結果管理に関する国際基準」の第 8 条及び第 9 条に記載される原則に従い、聴聞会及び裁定を実施するものとする。</p> <p>8.1.2.2 日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員長は、個別事案につき聴聞を行い、判断を下すために 3 名の委員を日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員の中から任命する。当該 3 名の委員は、長として聴聞会の議事を進行させる者（すなわち、日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員長又は副委員長）、1 名の医師、及び 1 名のスポーツ関連団体の役職員又は競技者（過去に役職員若しくは競技者であった者も含む。）により構成される。聴聞会を実施する委員（本項の規定に従い構成される委員）から構成されるパネルを以下本条において「聴聞パネル」という。</p> <p>8.1.2.3 聴聞パネルへの任命にあたり、各聴聞パネルメンバーは、宣言書で開示された状況以外</p>
--	---

に、いかなる当事者の目線においても自己の公平性に疑義をもたれる事実又は状況について自己が知らないことを示す宣言書に署名するものとする。

8.1.2.4 日本アンチ・ドーピング規律パネルは、聴聞パネルの必要に応じて、当該聴聞パネルを支援させ又はこれに対し助言させるために専門家を任命する完全な裁量権を有する。

8.1.2.5 日本アンチ・ドーピング規律パネル及びその聴聞パネルは、本規程及び「結果管理に関する国際基準」の規定に従い、自己の手続を定める権限を有するものとする。

8.1.2.6 日本アンチ・ドーピング規律パネルの聴聞会は、当該取り扱われている事案の当事者である競技者又はその他の人が公開で行われることを要請しない限り、非公開で実施されるものとする。また、「結果管理に関する国際基準」の規定に従い、当該競技者又はその他の人が書面の同意を提供したことを条件として、JADA は、公開の聴聞会を要請することができる。上記にかかわらず、要保護者の利益若しくは当事者の私生活の保護が要請される場合、公開することが正義を損なう場合、又は手続が専ら法的問題にのみ関連する場合には、聴聞パネルは、道徳、公的秩序、国家安全の観点から、当該競技者又はその他の人の要請を却下することができる。疑義を避けるために付言するに、聴聞パネルの自己による決定に関する協議は非公開とする。

8.1.2.7 JADA は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの聴聞パネルの前で、当事者である人に対する事案について主張を行うものとし、JADA が要請した場合には、当該人の国内競技連盟は、JADA を支援するものとする。

8.1.2.8 当該取り扱われている事案の当事者である人は、主張されたアンチ・ドーピング規則違反及びその措置に関して意見を述べる権利を有する。

8.1.2.9 通知受領後に当事者又はその代理人が聴聞会に参加しなかった場合には、当該当事者又はその代理人は、聴聞会に参加する権利を放棄したとみなされる。合理的理由がある場合には、当該権利は復活させることができる。

8.1.2.10 各当事者は、自己の費用負担において聴聞会に代理人を立てる権利を有するものとする。

8.1.2.11 各当事者は、聴聞パネルが必要と認める場合には、通訳を入れる権利を有するものとする。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用

の負担につき判断するものとする。

8.1.2.12 聴聞手続の各当事者は、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有する（電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若しくは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による。）。

8.1.2.13 アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含む信頼性のある手段により証明されることができる。聴聞パネルは、伝聞証拠を含む適切と考えられる証拠を受理することができ、自由心証により証拠を評価する権利を有する。

8.1.2.14 聴聞パネルは、聴聞会を延会又は休会とすることができる。

8.1.2.15 聴聞パネルは、聴聞手続の当事者の要求により、又は自己の発意に基づいて、聴聞手続の一又は二以上の当事者に対して、聴聞会開催前に、召喚予定の証人を含む、当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事案の更なる詳細を、聴聞パネル及び／又は他当事者に対して提示することを要求することができ、当該要求を受けた当事者は、当該指示に従うものとする。

8.1.2.16 当事者である人が聴聞パネルの要請又は指示に従わなかったとしても、聴聞パネルによる聴聞会進行が妨げられることはないものとする。当該指示等に従わなかったという事情は、聴聞パネルが決定を下す上での判断材料とすることができる。

8.1.3 本規程の対象である競技者及びその他の人に関して、競技大会に関連して開催される聴聞会は、日本アンチ・ドーピング規律パネルが許容する場合には、簡易な手続の方式で開催することができる。

[第8.1.3項の解説：例えば、アンチ・ドーピング規則違反の問題が解決されなければ競技者の競技大会参加資格を判断できない場合には、主要競技大会の前日に緊急聴聞会が開催される可能性がある。また、事案の判断内容によって競技大会における競技者の成績の有効性や継続参加資格が左右される場合、競技大会開催期間中に緊急聴聞会が開催される可能性がある。]

8.1.4 WADA、国際競技連盟、競技者又はその他の人の国内競技連盟、JOC 及び JPC (当該聴聞手続の当事者でない場合) 並びに JSPO は、オブザーバーとして聴聞会に参加することができる。いかなる場合であっても、JADA は係争中の事案及びすべての聴聞会の結果についてこれらに完全に情報提供し続けるものとする。

	<p>8.2 決定の通知</p> <p>8.2.1 聴聞会の終了時又はその後合理的な期間内において、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、「結果管理に関する国際基準」の第9条に適合し、決定の完全な理由、賦課される資格停止期間、第10.10項に基づく成績の失効、及び、該当する場合には、賦課可能な最大の措置が賦課されなかったことの正当な理由を含む、決定書面を発行するものとする。</p> <p>8.2.2 聴聞パネルの決定は、当該手続の当事者その他の第13.2.3項に基づき不服申立てを提起する権利を有する者、競技者又はその他の人の国内競技連盟、日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ庁に通知される。</p> <p>8.3 聴聞を受ける権利の放棄</p> <p>8.3.1 アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者又はその他の人は、いつでも当該違反を自認し、聴聞を放棄しJADAの提案する措置を受諾し、該当する場合には第10.8項の定める条件に基づく結果管理に関する合意の利益を享受することができる。</p> <p>8.3.2 但し、アンチ・ドーピング規則違反が主張された競技者又はその他の人が違反を主張するJADAが送付する通知において別途特定される期限内に当該主張に対して異議を申し立てなかった場合には、当該競技者又はその他の人は当該違反を自認し、聴聞を放棄し、提案された措置を受諾したものとみなされるものとする。</p> <p>8.3.3 第8.3.1項又は第8.3.2項が適用される場合には、日本アンチ・ドーピング規律パネルの前の聴聞は不要であるものとする。代わりにJADAは、「結果管理に関する国際基準」の第9条に適合し、決定の完全な理由、賦課される資格停止期間、第10.10項に基づく成績の失効、及び該当する場合には最大限の潜在的な措置が賦課されなかった根拠を含む、決定書面を速やかに発行するものとする。</p> <p>8.4 CASにおける一審制の聴聞会</p> <p>国際レベルの競技者、国内レベルの競技者又はその他の人に対し主張されたアンチ・ドーピング規則違反は、競技者又はその他の人、JADA（第7条に従い、結果管理を行う責任を負う。）及びWADAの同意をもって、直接CASにおいて1回限りの聴聞の対象とすることができる。</p>
--	--

	<p>[第8.4 項の解説:国際レベル又は国内レベルで第一審の聴聞会を行い、その後CASにて新規に再度聴聞会を行うために要する費用の合計は、多額である場合がある。本条において特定される全当事者が、自己の利益が一審制の聴聞会で適切に保護される旨を納得する場合には、競技者又はアンチ・ドーピング機関は2回の聴聞会にかかる追加費用を負担する必要がない。アンチ・ドーピング機関は、オブザーバーとしてCASの聴聞会に参加することができる。]</p>
--	---

	<p>第9条 個人の成績の自動的失効</p> <p>個人スポーツにおける競技会(時)検査に関してアンチ・ドーピング規則違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。</p> <p>[第9条の解説:チームスポーツについては、個人の選手が受領した賞は失効する。但し、チームの失効は第11条に定めるとおりとする。チームスポーツではないがチームに対して賞が与えられるスポーツにおいては、一人又は二人以上のチームメンバーがアンチ・ドーピング規則に違反した際におけるチームに対する失効又はその他の制裁措置は、国際競技連盟の適用される規則に従って課されることになる。]</p> <p>第10条 個人に対する制裁措置</p> <p>10.1 アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効</p> <p>10.1.1 競技大会開催期間中又は競技大会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、当該競技大会の所轄組織である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第10.1.2項に定める場合は、この限りではない。</p> <p>競技大会における他の成績を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者によるアンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性の検査結果が出たか否かなどが挙げられる。</p> <p>[第10.1.1項の解説:第9条によって、競技者に陽性検査結果が出た競技会(例、100メートル背泳ぎ)においては、その結果が失効するが、本項</p>
--	--

により、競技大会（例世界水泳選手権大会）の開催期間中に実施された全レースの結果がすべて失効する可能性がある。]

10.1.2 競技者が当該違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による資格停止期間は、第 10.5 項、第 10.6 項又は第 10.7 項に基づく取消し、短縮又は猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

10.2.1 第 10.2.4 項を条件として、資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

10.2.1.1 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質又は特定方法に関連しない場合。但し、競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

[第 10.2.1.1 項の解説：競技者又はその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは理論的には可能である一方で、第 2.1 項に基づくドーピング事案で、競技者が、禁止物質の出所 (source) を証明することなく当該競技者が意図的でなく行動したことを証明することができる可能性は極めて低い。]

10.2.1.2 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質又は特定方法に関連し、JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合。

10.2.2 第 10.2.1 項が適用されない場合には、第 10.2.4.1 項を条件として、資格停止期間は 2 年間とする。

10.2.3 「意図的」という用語は、第 10.2 項において用いられる場合には、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した競技者又はその他の人を指す。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての

違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。

[第10.2.3項の解説：第10.2.3項は、第10.2項との関係のみにおいて適用される、「意図的」の特別な定義を規定している。]

10.2.4 第10.2項の他の規定にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が濫用物質に関するものである場合。

10.2.4.1 競技者が、摂取、使用又は保有が競技会外で発生したものであること、及び、競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、資格停止期間は3ヶ月間とする。

加えて、競技者又はその他の人が、JADAが承認した濫用物質治療プログラムを十分に完了した場合には、本第10.2.4.1項に基づき算定された資格停止期間は、1ヶ月間に短縮される場合がある。本第10.2.4.1項で確定された資格停止期間は、第10.6項のいかなる規定によっても短縮されない。

[第10.2.4.1項の解説：治療プログラムが承認されたか否か及び競技者又はその他の人がプログラムを十分に完了したか否かの判断は、JADAの単独の裁量により行われるものとする。本項は、JADAが、「偽物」の治療プログラムではない、適法かつ高評価のプログラムを特定し、承認するために自己の判断を行う余地を付与することを意図している。しかし、適法な治療プログラムの特徴は広く多様で、時間の経過に従い変化する可能性があるため、受諾可能な治療プログラムのためにWADAが義務的な基準を策定することは実際的ではないことが予想されている。]

10.2.4.2 摂取、使用又は保有が競技会（時）に発生したものであり、かつ、競技者が、摂取、使用又は保有の文脈が競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、当該摂取、使用又は保有は第10.2.1項において意図的とは捉えられないものとし、また、第10.4項に基づき加重事情の存在を認定する根拠とはならないものとする。

10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止

第 10.2 項に定められた以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間は、第 10.6 項又は第 10.7 項が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

10.3.1 第 2.3 項又は第 2.5 項の違反の場合には、資格停止期間は 4 年間とする。但し、(i) 競技者が検体の採取に応じない場合に、アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を立証できたときはこの限りではなく、資格停止期間は 2 年間とするものとし、(ii) 他のすべての事案において、競技者又はその他の人が、資格停止期間の短縮を正当化する例外的な状況を立証することができた場合には、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、2 年間から 4 年間の範囲内とし、(iii) 要保護者又はレクリエーション競技者に関する事案においては、資格停止期間は、要保護者又はレクリエーション競技者の過誤の程度により、最長で 2 年間、最短で資格停止期間を伴わない譴責の範囲内とする。

10.3.2 第 2.4 項の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とするものとする。但し競技者の過誤の程度により最短 1 年間となるまで短縮することができる。本項における 2 年間から 1 年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には、当該競技者にはこれを適用しない。

10.3.3 第 2.7 項又は第 2.8 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 4 年間、最長で永久資格停止とするものとする。要保護者に関連する第 2.7 項又は第 2.8 項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第 2.7 項又は第 2.8 項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。

[第 10.3.3 項の解説：ドーピングを行っている競技者に関与し、又はドーピングの隠蔽に関与した者には、陽性検査結果が出た競技者本人よりも、厳しい制裁措置が適用されるべきである。スポーツ団体の権限は、一般に、認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されていることから、サポートスタッフを権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。]

10.3.4 第 2.9 項の違反につき、賦課される資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で 2 年、最長で永久資格停止とするものとする。

10.3.5 第 2.10 項の違反につき、資格停止期間は 2 年間とするものとする。但し、競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の事情により、最短 1 年間となるまで短縮することができる。

[第 10.3.5 項の解説：第 2.10 項に引用される「その他の人」が個人でなく団体である場合には、当該団体は第 12 条の定めに従い制裁の対象となる場合がある。]

10.3.6 第 2.11 項の違反について、競技者又はその他の人の違反の重大性の程度により、資格停止期間は最短で 2 年、最長で永久資格停止とする。

[第 10.3.6 項の解説：第 2.5 項（不正干渉）及び第 2.11 項（競技者又はその他の人が、当局への報告を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為）の両方に違反すると判断される行為は、より厳しい制裁措置を有する違反に基づき制裁が課されるものとする。]

10.4 資格停止期間を加重する可能性のある加重事情

JADA が、第 2.7 項（不正取引又は不正取引の企て）、第 2.8 項（投与又は投与の企て）、第 2.9 項（違反関与又は違反関与の企て）又は第 2.11 項（競技者又はその他の人が、当局への通報を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為）に基づく違反以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する個別の事案において、標準的な制裁措置よりも長い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情が存在することを立証した場合には、その立証がない場合には適用されたであろう資格停止期間は、違反の重大性及び加重事情の性質により、2 年を上限とする追加の資格停止期間の分加重されるものとする。但し、競技者又はその他の人が、自分が故意に当該アンチ・ドーピング規則違反を行ったわけではないことを立証することができた場合には、この限りでない。

[第 10.4 項の解説：第 2.7 項（不正取引又は不正取引の企て）、第 2.8 項（投与又は投与の企て）、第 2.9 項（違反関与又は違反関与の企て）又は第 2.11 項（競技者又はその他の人が、当局への通報を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為）に基づく違反は、これらの違反に対する制裁措置が、加重すべき事情を考慮に入れることを許容した上で、既に永久資格停止を上限とする十分な裁量を有していることから、第 10.4 項の適用に含まれない。]

10.5 過誤又は過失がない場合における資格停止

	<p>期間の取消し</p> <p>個別事案において、競技者が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、その証明がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。</p> <p>[第10.5項の解説：本項及び第10.6.2項は、制裁の賦課に対してのみ適用され、アンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かの決定には適用されない。また、例えば、十分な注意を払ったにもかかわらず競技相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合等の例外的状況においてのみ適用される。逆に、「過誤又は過失がないこと」は、次の場合には適用されない。</p> <p>(a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（第2.1項）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされている。）。</p> <p>(b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止物質を投与した場合（競技者は医療従事者の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医療従事者に対して伝達しなければならない。）。</p> <p>(c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合（競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負う。）。</p> <p>但し、個々の事案の具体的な事実によっては、上記のような事案であっても、「重大な過誤又は過失がないこと」として、第10.6項に基づき、制裁措置が短縮される可能性がある。]</p> <p>10.6 「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮</p> <p>10.6.1 第2.1項、第2.2項又は第2.6項の違反に対する特定の状況における制裁措置の短縮</p> <p>第10.6.1項に基づく短縮の一切は、相互に排他的であり、累積的ではない。</p> <p>10.6.1.1 特定物質又は特定方法</p> <p>アンチ・ドーピング規則違反が特定物質（濫用物質を除く。）又は特定方法に関連する場合において、競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする。</p> <p>10.6.1.2 汚染製品</p>
--	---

競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質（濫用物質を除く。）が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

[第10.6.1.2項の解説:本項の利益を受けるためには、競技者又はその他の人は、検出された禁止物質が汚染製品に由来することを立証するのみならず、「重大な過誤又は過失がないこと」も別途証明しなければならない。また、競技者は栄養補助食品を自己のリスクにおいて摂取することを告知されていることにも留意すべきである。「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく制裁措置の短縮は、競技者が汚染製品を摂取する前に高度な注意を払った場合を除き、汚染製品の事案で適用されたことはほとんどない。競技者が禁止物質の出所(source)を立証することができるか否かを評価するのにあたり、例えば、当該競技者が当該汚染製品を実際に使用したことを立証するために、当該競技者がドーピング・コントロール・フォームにおいて後日汚染されていると判断された製品を申告していたかどうかは重要である。

本項は、何らかの製造過程を経た製品以外にまで適用されるべきではない。違反が疑われる分析報告が、合理的な人がアンチ・ドーピング規則違反のリスクを予期しない状況における水道水や池の水などの「非製品」の環境汚染の結果である場合には、通常は、第10.5項に基づき、過誤又は過失は存在しない。]

10.6.1.3 要保護者又はレクリエーション競技者

濫用物質に関連しないアンチ・ドーピング規則違反が要保護者又はレクリエーション競技者により行われた場合であって、要保護者又はレクリエーション競技者が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証することができたときは、資格停止期間は、要保護者又はレクリエーション競技者の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間とする。

10.6.2 第10.6.1項の適用を超えた「重大な過誤又は過失がないこと」の適用

競技者又はその他の人が、第10.6.1項が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤又は過失がないこと」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、第10.7項に該当した場合の更なる短縮又は取

消しに加え、**競技者又はその他の人の過誤**の程度により、短縮される場合がある。但し、かかる場合において、短縮された後の**資格停止期間**は、立証がなかった場合に適用されたであろう**資格停止期間**の2分の1を下回ってはならない。別段適用されたであろう**資格停止期間**が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の**資格停止期間**は8年を下回ってはならない。

[第10.6.2項の解説：第10.6.2項は、意図がアンチ・ドーピング規則違反の構成要件である条項（例えば、第2.5項、第2.7項、第2.8項、第2.9項又は第2.11項）、意図が特定の制裁措置の構成要件である条項（例えば、第10.2.1項）又は競技者若しくはその他の人の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、いかなるアンチ・ドーピング規則違反にも適用される場合がある。]

10.7 **資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置**

10.7.1 **アンチ・ドーピング規則違反を発見又は立証する際の実質的な支援**

[第10.7.1項の解説：自己の過ちを認め、他のアンチ・ドーピング規則違反を明るみに出そうとする意思を有する競技者、サポートスタッフ又はその他の人の協力は、クリーンなスポーツのために重要である。]

10.7.1.1 JADAは、第13条に基づく不服申立てに対する決定、又は不服申立期間の満了に先立ち、**競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、(i)アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し若しくは該当手続を提起し、(ii)刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、JADA又は結果管理責任を負う他のアンチ・ドーピング機関により利用可能となり、(iii)世界規程、国際基準又はテクニカルドキュメントを遵守していないことに基づき、WADAが、署名当事者、WADA認定分析機関又は（「分析機関に関する国際基準」において定義される）アスリート・パスポート・マネジメント・ユニットに対して手続を提起し、又は、(iv)刑事司法機関又は懲戒機関がWADAの承認をもってドーピング以外のスポーツのインテグリティの違反に起因する犯罪又はプロフェッショナル若しくはスポーツの規則の違反を問うに至った場合には、その事案において課される措置（失効及び義務的な一般開示を除く。）の一部を猶予することができる。**

第13条による不服申立てに対する決定又は不服申立ての期間満了の後においては、JADAは、

WADA 及び該当する国際競技連盟の承認を得た場合にのみ、*実質的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用された*措置*の一部を猶予することができる。

*実質的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろう*資格停止期間*が猶予される程度は、*競技者*又はその他の人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性及び*競技者*又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピング並びに*世界規程*の不遵守及び／又はスポーツのインテグリティの違反の根絶のための*実質的な支援*の重要性により定まるものとする。*資格停止期間*は、*実質的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用された*資格停止期間*の4分の3を超えては猶予されない。*実質的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろう*資格停止期間*が永久である場合には、本項に基づき猶予されない期間は8年間を下回らないものとする。本項において、*実質的な支援*及びそれに伴う結果がなければ適用された*資格停止期間*は、第10.9.3.2項に基づき加算されることのできた*資格停止期間*を含まないものとする。*実質的な支援*を提供しようとする*競技者*又はその他の人が要求した場合には、JADAは、*競技者*又はその他の人が、*条件付合意*に従ってJADAに情報を提供することを認めるものとする。

*競技者*又はその他の人が、協力を継続せず、*措置*の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する*実質的な支援*を行わない場合には、JADAは、元の*措置*を復活させるものとする。JADAが、猶予された*措置*を復活させ、又は猶予された*措置*を復活させない旨決定した場合には、第13条に基づき不服申立てを提起する権利を有するいかなる人も、当該決定に対して不服申立てを提起することができる。

10.7.1.2 WADAは、*競技者*又はその他の人がアンチ・ドーピング機関に更に*実質的な支援*を提供することを促すために、JADAの要請又はアンチ・ドーピング規則違反若しくは他の*世界規程*違反を行った（若しくは行ったと主張される）*競技者*若しくはその他の人の要請により、第13条に基づく不服申立ての決定の後を含む、*結果管理*手順のいかなる段階においても、本来適用されたであろう*資格停止期間*その他の*措置*に関して適切な猶予となると判断する内容について承認することができる。WADAは、例外的な状況においては、*実質的な支援*があった場合、*資格停止期間*その他*措置*に関し、本項に定める期間・*措置*を上回ってこれを猶予することのみならず、*資格停止期間*を設けないこと、義務的な*一般開示*がないこと並びに／又は賞金の返還若しくは罰金・費用の支払を命じないことについても承認することができる。WADAによる承認は、本項で別途定めるとおり、*措置*の復活に服するものとする。第13条にかかわらず、本第10.7.1.2項の文脈におけるWADAの決定は、

不服申立ての対象とはならないものとする。

10.7.1.3 JADA が、*実質的な支援*を理由として、*実質的な支援*がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を記載する通知を、第 14 条の定めに従い、第 13.2.3 項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。WADA は、アンチ・ドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、*実質的な支援*に関する合意又は提供されている *実質的な支援*の性質についての開示を制限し又は遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限を JADA に授権することができる。

10.7.2 その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング規則違反の自認

アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（又は、第 2.1 項以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、第 7 条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、*競技者*又はその他の人が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、*資格停止期間*が短縮されることがある。但し、短縮された後の*資格停止期間*は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*の 2 分の 1 を下回ることはできない。

[第 10.7.2 項の解説：本項は、いずれのアンチ・ドーピング機関もアンチ・ドーピング規則違反の発生の可能性を認識していないという状況において、*競技者*又はその他の人が、アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て、自認する場合に適用されることが意図されている。*競技者*又はその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識を有した後に自認がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。*資格停止*が短縮されるべき程度は、*競技者*又はその他の人が自発的に申し出なかったとしても発覚したであろう可能性の程度に基づいて決せられるべきである。]

10.7.3 制裁措置の短縮に関する複数の根拠の適用

*競技者*又はその他の人が、第 10.5 項、第 10.6 項又は第 10.7 項における 2 つ以上の規定に基づき、制裁措置の短縮について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*は、第 10.7 項に基づく短縮又は猶予の適用前に、第 10.2 項、第 10.3 項、第 10.5 項及び第 10.6 項に従って決定されるものとする。*競技者*又はその他の人が*資格停止期間*の短縮又は猶予の権利を第 10.7 項に基づき証明した場合には、*資格停止期間*は、短縮又は猶予されることが

	<p>ある。但し、短縮又は猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の4分の1を下回ることはできない。</p>
--	---

10.8 結果管理に関する合意

10.8.1 早期の自認及び制裁措置の受諾に基づく特定のアンチ・ドーピング規則違反に対する1年間の短縮

競技者又はその他の人が、JADAにより、4年以上の資格停止期間（第10.4項に基づき主張された資格停止期間を含む。）の主張を伴う、第10.2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の可能性について通知を受けた後に、B 検体の分析の通知を受領してから（若しくは当該分析を放棄してから）20日後、又は他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反責任の通知後20日以内に、違反を自認し、かつ、主張された資格停止期間を受け入れた場合には、競技者又はその他の人は、JADAが主張する資格停止期間について、1年間の短縮を受ける場合がある。競技者又はその他の人が本第10.8.1項に基づき主張された資格停止期間について1年間の短縮を受けた場合には、他の条項に基づき、当該主張された資格停止期間について更なる短縮を受けることは認められないものとする。

[第10.8.1項の解説：例えば、JADAが、競技者が蛋白同化ステロイド薬を使用して第2.1項に違反したと主張し、適用される資格停止期間が4年間であると主張した場合には、競技者は、本項で特定される期間内に、違反を自認し3年間の資格停止を受け入れることによって、一方的に資格停止期間を3年間に短縮することができ、その場合更なる短縮は認められない。これにより、聴聞会を開催する必要なく事案が解決する。]

10.8.2 事案解決合意

競技者又はその他の人が、JADAによりアンチ・ドーピング規則違反について責任を問われてからアンチ・ドーピング規則違反を自認し、JADA及びWADAがその裁量により受諾可能と判断する措置に合意した場合には、(a)競技者又はその他の人は、JADA及びWADAによる、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対する第10.1項から第10.7項までの適用、違反の重大性、競技者又はその他の人の過誤の程度、及び競技者又はその他の人が違反を自認した迅速さの評価に基づき、資格停止期間の短縮を受けることができ、(b)資格停止期間の開始日は、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本項が適用される場合には、競技者又はその他の人は、競技者又はその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日又は暫定的資格停止の賦課（競技者又はその他の人が後続的にこれを尊重したもの。）を受け入れた日のいずれか早い方から起算して、少なくとも合意された資格停止期間の2分の1について、これに服するものとする。事案解決合意を締結するか否かのWADA及びJADAの判断、並びに資格停止期間の短縮期間及び

開始日は、聴聞機関の決定又は審査の対象ではなく、第 13 条に基づく不服申立ての対象とはならない。

競技者又はその他の人が本項に基づき事案解決合意を締結することを要求した場合には、JADA は、競技者又はその他の人が、条件付合意に従ってアンチ・ドーピング機関と当該アンチ・ドーピング規則違反の自認について協議することを認めるものとする。

[第 10.8 項の解説：本第 10 条に定める軽減要因又は加重要因は、事案解決合意に定める措置にたどり着く上で考慮されるものとし、当該合意の条件を超えて適用されないものとする。]

10.9 複数回の違反

10.9.1 2 回目又は 3 回目のアンチ・ドーピング規則違反

10.9.1.1 競技者又はその他の人による 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反につき、資格停止期間は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。

- (a) 6 ヶ月の資格停止期間、又は
- (b) 以下の範囲内の資格停止期間
 - (i) 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反につき課された資格停止期間と、当該 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも 1 回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう資格停止期間との合計、並びに
 - (ii) 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも 1 回目の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用されたであろう資格停止期間の 2 倍。この範囲内における資格停止期間は、全体の状況及び 2 回目の違反に関する競技者又はその他の人の過誤の程度に基づき判断される。

10.9.1.2 3 回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。但し、3 回目のアンチ・ドーピング規則違反が第 10.5 項若しくは第 10.6 項の資格停止期間の取消し若しくは短縮の要件を満たす場合、又は、第 2.4 項に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記但書の場合には、資格停止期間は 8 年から永久資格停止までとする。

10.9.1.3 第 10.9.1.1 項及び第 10.9.1.2 項により確定された資格停止期間は、第 10.7 項の適用により、更に短縮されることがある。

10.9.2 競技者又はその他の人が過誤又は過失がないことを立証したアンチ・ドーピング規則違

反は、本第 10.9 項において従前の違反とは判断されないものとする。さらに、第 10.2.4.1 項に基づき制裁を賦課されたアンチ・ドーピング規則違反は、第 10.9 項の目的において違反とは判断されないものとする。

10.9.3 潜在的な複数違反に関する追加的なルール

10.9.3.1 第 10.9 項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、第 10.9.3.2 項及び第 10.9.3.3 項に定める場合を除き、**競技者**若しくはその他の人が第 7 条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、又は JADA が 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該**競技者**又はその他の人が追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを JADA が証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反は 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反であると判断される。JADA が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、**加重事情**の適用を含めてより厳しい制裁措置が課される方の違反に基づき、制裁措置が課されるものとする。複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡ったすべての**競技会**における結果は、第 10.10 項に規定されているとおりに失効する。

[第 10.9.3.1 項の解説:制裁措置の賦課の後、JADA が 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反の事実を発見した場合には、同じルールが適用される。すなわち、JADA は、**加重事情**の適用を含め、仮に 2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて制裁措置を課すものとする。]

10.9.3.2 JADA が、**競技者**又はその他の人が通知前に追加のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、及び当該追加の違反が 1 回目に通知された違反の 12 ヶ月以上前 12 ヶ月以上後に発生したものであることを立証した場合、当該追加の違反に関する**資格停止期間**は、当該追加の違反が単独の 1 回目の違反であるかのように算定され、当該**資格停止期間**は、前に通知された違反について賦課された**資格停止期間**と同時ではなく連続的に服されるものとする。本第 10.9.3.2 項が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、第 10.9.1 項の目的において単一の違反を構成するものとする。

10.9.3.3 JADA が、**競技者**又はその他の人が、主張されているアンチ・ドーピング規則違反についての**ドーピング・コントロール手続**に関連して第 2.5 項の違反を行ったことを立証した場合には、当該

第2.5項の違反は単独の1回目の違反として取り扱われ、当該違反に関する資格停止期間は、その基にあるアンチ・ドーピング規則違反について賦課された資格停止期間（もしあれば）と同時にではなく連続的に服されるものとする。本第 10.9.3.3 項が適用される場合には、これらの併せて取り扱われた違反は、第 10.9.1 項の目的において単一の違反を構成するものとする。

10.9.3.4 JADA が、競技者又はその他の人が資格停止期間中に 2 回目又は 3 回目のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことを立証した場合には、これら複数回の違反に関する資格停止期間は同時にではなく連続的に服されるものとする。

10.9.4 10年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反

第 10.9 項の適用において、各アンチ・ドーピング規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 10 年以内に発生していなければならない。

10.10 検体の採取又はアンチ・ドーピング規則違反後の競技会における成績の失効

第 9 条に基づき、検体が陽性となった競技会における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日（競技会（時）であるか競技会外であるかは問わない。）から、又はその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

[第 10.10 項の解説：本規程は、アンチ・ドーピング規則に違反した人の行為により損害を受けたクリーンな競技者又はその他の人が、当該人に対して損害賠償を請求する権利の行使を妨げるものではない。]

10.11 剥奪された賞金

JADA は、アンチ・ドーピング規則違反の結果として剥奪された賞金を回収した場合には、剥奪された競技者が競技しなかったならば当該賞金の権利を有していたであろう競技者に当該賞金を割り当て、分配するための合理的な手段を講じるものとする。

[第 10.11 項の解説：本項は、JADA に、剥奪された賞金を回収する行動をとる積極的な義務を負わせることを意図しているわけではない。JADA が剥

奪された賞金を回収する行動をとらないことを選択した場合には、JADA は、剥奪された競技者が競技しなかったならば当該賞金を受け取っていたであろう競技者に対し、当該賞金を回収する自己の権利を譲渡する場合がある。「賞金を割り当て、分配する合理的な手段」とは、回収された剥奪された賞金を、JADA 及びその競技者が合意するとおりに使用することを含む場合もある。]

10.12 金銭的措置

10.12.1 競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、JADA はその裁量により、かつ、比例性の原則に基づき、(a)賦課された資格停止期間にかかわらず、当該アンチ・ドーピング規則違反に関連するコストを競技者又はその他の人から回復すること、及び/又は(b)別段適用される資格停止期間の上限期間が既に賦課された場合に限り、当該競技者又はその他の人に 100 万円を上限とする金額の制裁金を課することができる。

10.12.2 金銭的制裁措置は、比例性の原則が充足された場合に限り、課することができる。費用の回復又は金銭的制裁措置も、別途本規程に基づき適用される資格停止その他制裁措置を短縮する根拠とは判断されない。

10.13 資格停止期間の開始

競技者がアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止期間に既に服している場合には、新規の資格停止期間は、進行中の資格停止期間が終了した後の 1 日目に開始するものとする。その他の場合には、以下に定める場合を除き、資格停止期間は、資格停止を定める聴聞会の終局的な決定の日、又は聴聞会に参加する権利が放棄され若しくは聴聞会が行われない場合には、資格停止を受け入れた日若しくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始するものとする。

10.13.1 競技者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において大幅な遅延が発生した場合であって、競技者又はその他の人が当該遅延が当該競技者又はその他の人の責に帰すべきものではないことを立証することができたときは、JADA 又は日本アンチ・ドーピング規律パネル（該当する場合は、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間（遡及的な資格停止を含む。）の間に獲得された一切の競技成績は、失効するものとする。

[第10.13.1 項の解説：第2.1 項に基づく場合以外のアンチ・ドーピング規則違反の事案につき、アンチ・ドーピング機関が、アンチ・ドーピング規則違反を立証するのに十分な事実を積み上げ、立証する上で、長時間を要する可能性がある。特に、競技者又はその他の人が発覚されるのを回避するために自ら行動を起こした場合には、これが当てはまる。これらの状況においては、より早くから制裁措置の賦課を開始するという、本項の認める柔軟性は、適用されるべきではない。]

10.13.2 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除

10.13.2.1 競技者又はその他の人が暫定的資格停止を遵守した場合、当該競技者又はその他の人は最終的に課されうる資格停止期間から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者又はその他の人が暫定的資格停止を遵守しなかった場合には、当該競技者又はその他の人は、服した暫定的資格停止期間について何ら控除を受けないものとする。決定に従い資格停止期間に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該競技者又はその他の人は、不服申立て後に最終的に課される資格停止期間から、服した資格停止期間の控除を受けるものとする。

10.13.2.2 競技者又はその他の人が、書面により、JADA からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該競技者又はその他の人は最終的に課される資格停止期間から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。競技者又はその他の人の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、第14.1 項に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

[第10.13.2.2 項の解説：競技者の自発的な暫定的資格停止の受け入れは、競技者による自認ではなく、いかなる形でも競技者に不利な推定を導くために使われてはならない。]

10.13.2.3 資格停止期間に対する控除は、競技者が競技に参加せず、又はチームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

10.13.2.4 チームスポーツにおいて、資格停止期間がチームに課される場合には、公平性の観点から別段の要請がなされる場合を除き、資格停止期間は資格停止を賦課した聴聞会による終局的決定

日に開始するものとし、又は聴聞を受ける権利が放棄されたときには、資格停止期間が受諾された日若しくは別途賦課された日に開始するものとする。チームに対する暫定的資格停止期間は（賦課されたか、自発的に受諾されたかを問わず）、服すべき合計資格停止期間から控除されるものとする。

10.14 資格停止又は暫定的資格停止中の地位

10.14.1 資格停止又は暫定的資格停止中の参加の禁止

資格停止を宣言され、又は暫定的資格停止の対象である競技者又はその他の人は、当該資格停止又は暫定的資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関、又は署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、若しくは主催する競技会若しくは活動（但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、又は、プロフェッショナルリーグ、国際レベル若しくは国内レベルの競技大会機関が認定し、若しくは主催する競技会、又は、政府機関から資金拠出を受けるエリート若しくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。

課された資格停止期間が4年間より長い競技者又はその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、別途世界規程署名当事者若しくは世界規程署名当事者の一員から公認されておらず、又はその他これらの権限の下にない国内スポーツ行事に競技者として参加することができる。但し、当該国内スポーツ行事は、資格停止期間でなければ当該競技者又はその他の人が、国内選手権大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に取得できる（又は国内選手権大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、要保護者と共に活動する競技者又はその他の人に関連する大会であってはならない。

資格停止期間が課された競技者又はその他の人は、引き続き検査及び居場所情報の提供に係るJADAの要請の対象となるものとする。

[第10.14.1項の解説：例えば、下記第10.14.2項を条件として、資格停止中の競技者は、自己の所属する国内競技連盟が主催するトレーニングキャンプ、エキシビション若しくは練習、又は自身の国内競技連盟の加盟クラブ若しくは政府機関から資金拠出を受けるクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション若しくは練習に参加することができない。さらに、資格停止中の競技者は、第10.14.3項に定められた措置を招来することなくして、非署名当事者のプロフェッショナル

リーグ（例、NHL、NBA 他）又は非署名当事者である国際競技大会機関若しくは国内レベルの競技大会機関が主催する競技会に参加することもできない。また「活動」という用語は、例えば本項に記載する機関のオフィシャル、取締役、役員、職員又はボランティアとしての役務提供などの事務活動も含む。ある競技種目に課される資格停止は、他の競技種目においても承認されるものとする（第15.1項 決定の自動的な拘束力ある効果を参照すること）。資格停止期間中に服している競技者又はその他の人は、資格停止期間中のいかなる時もコーチをしたり他の資格においてサポートスタッフとして行動したりすることを禁止されており、そのようなことを行った場合には、他の競技者による第2.10項の違反につながる可能性がある。資格停止期間中に達成された記録は、いかなる目的においてもJADA又は日本の国内競技連盟により承認されることはない。]

10.14.2 トレーニングへの復帰

第10.14.1項の例外として、競技者は(1)当該競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(2)賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間のうちいずれか短い方の間に、チームとトレーニングするために、又はJADA若しくは他の署名当事者の加盟機関の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。

[第10.14.2項の解説:多くのチームスポーツ及び一部の個人スポーツ(例えば、スキージャンプや体操)においては、競技者は、当該競技者の資格停止期間の終了時に競技できる準備が整うよう、競技者自身のみで効果的にトレーニングすることができない。本項に記載されたトレーニング期間中、資格停止の対象となっている競技者は、トレーニング以外に、第10.14.1に記載されたいかなる競技や活動にも従事してはならない。]

10.14.3 資格停止又は暫定的資格停止中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者又はその他の人が、資格停止期間中に第10.14.1項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間(資格停止期間を伴わない譴責を含む。)は競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の状況に基づき調整される場合がある。競技者又はその他の人が参加の禁止に違反したか否か、及び、調整が妥当であるか否かは、当初の資格停止期間の賦課に至った結果管理を行ったアンチ・ドーピング機関により決定されなければならない。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。

	<p>第 10.14.1 項に記載する 暫定的資格停止中に参加の禁止に違反した 競技者又はその他の人は、服した 暫定的資格停止期間について控除を受けないものとし、当該参加の成績は失効するものとする。</p> <p>サポートスタッフ又はその他の人が、資格停止又は暫定的資格停止中の参加禁止に違反した人を支援した場合には、JADA は、当該支援につき、第 2.9 項違反に基づく制裁措置を課すものとする。</p> <p>10.14.4 資格停止中の補助金の停止</p> <p>加えて、第 10.5 項又は第 10.6 項のとおり制裁措置が短縮される場合を除き、アンチ・ドーピング規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金又はその他のスポーツ関係の便益の全部又は一部は、JADA、日本国政府、JOC、JPC 及び国内競技連盟により停止される。</p> <p>10.15 制裁措置の自動公開</p> <p>各制裁措置のうちの義務的事項として、第 14.3 項に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。</p>
--	--

	<p>第 11 条 チームに対する措置</p> <p>11.1 チームスポーツの検査</p> <p>チームスポーツのチーム構成員の 2 名以上が 競技大会に関連して、第 7 条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合には、当該 競技大会の所轄組織は、当該 競技大会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。</p> <p>11.2 チームスポーツに対する措置</p> <p>チームスポーツのチーム構成員の 3 名以上が 競技大会の期間中にアンチ・ドーピング規則に違反したことが明らかになった場合には、当該 競技者個人に対するアンチ・ドーピング規則違反の措置に加え、当該 競技大会の所轄組織は、当該チームに対しても、適切な制裁措置（例、得点の剥奪、競技会又は競技大会における失効その他の制裁措置）を課すものとする。</p>
--	---

11.3 競技大会の所轄組織はチームスポーツに関してより厳格な措置を定めることができる

競技大会の所轄組織は、当該競技大会について、チームスポーツに対し第 11.2 項よりも厳格な措置を課す競技大会の規則を定めることを選択できる。

[第 11.3 項の解説：例えば、国際オリンピック委員会は、オリンピック大会の期間中において、アンチ・ドーピング規則違反の数がより少ない場合にもオリンピック大会におけるチームの参加資格剥奪を義務付ける規則を定めることができる。]

第 12 条 他のスポーツ関係団体に対する JADA の制裁措置

JADA が、日本の国内競技連盟又は自己が権限を有する他のスポーツ関係団体が当該組織又は団体の能力範囲内で本規程を遵守し、実施し、支持し、執行しなかったことを知ったときには、JADA は、JOC 又は国際競技連盟に対し、次の追加的な規律処分を講じることを要請することを選択することができ、又は自己が権限を有する場合には、自己が次の追加的な懲戒処分を講じることができる。

12.1 特定の将来の競技大会又は特定の期間内に実施される競技大会の一切から当該組織のメンバーの全部又は一部を排除すること。

12.2 以下の事項に従い、当該組織又は団体の承認、そのメンバーによる JADA の活動への参加資格、並びに罰金に関して、追加的な懲戒処分を講じること。

12.2.1 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が、12 ヶ月間の期間において、本規程に 4 回以上違反した場合（第 2.4 項に関連する違反を除く。）。かかる場合において、(a)当該組織又は団体のメンバーの全部又は一部は 2 年を上限として JADA の活動に参加することを禁止される場合があり、及び／又は(b)当該組織又は団体は 100 万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。

12.2.2 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が、第 12.2.1 項に記載する違反に加えて、12 ヶ月間の期間において、本規程に 4 回以上違反した場合（第 2.4 項に関連する違反を除く。）。かかる場合において、当該組織又は団体は 4 年を上限として資格停止される場合がある。

	<p>12.2.3 当該組織又は団体との関連を有する複数の競技者又はその他の人が国際競技大会中にアンチ・ドーピング規則違反を行った場合。かかる場合において、当該組織又は団体は 100 万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。</p> <p>12.2.4 当該組織又は団体が、競技者の居場所情報に関する要請を JADA から受けた後に、JADA が当該情報を認識することが可能な状態に置くための真摯な努力を怠った場合。かかる場合において、当該組織又は団体は、当該組織又は団体の競技者を検査するために JADA が被ったコストを償還することに加え、競技者 1 名あたり 100 万円を上限とする金額の制裁金を賦課される場合がある。</p> <p>12.3 当該組織又は団体に対する融資その他金銭的及び非金銭的支援を留保すること。</p> <p>12.4 当該組織又は団体との関連を有する競技者又はその他の人が行ったアンチ・ドーピング規則違反に関するコストの一切（分析機関の費用、聴聞費用及び旅費を含むが、これらに限られない。）について、当該組織又は団体に、JADA に対して償還させること。</p>
--	---

第13条 不服申立て

[第13条の解説：世界規程の目的は、終局的な不服申立ての途も開かれた、公平かつ透明な内部手続を通じてアンチ・ドーピング関連の諸問題を解決することである。アンチ・ドーピング機関によって下されるアンチ・ドーピング関連の決定は、第14条により透明性が確保されている。そして、特定の人及びWADAを含む団体には、これらの決定に対し不服申立てを行う機会が与えられている。なお、第13条に基づいて不服申立てを行う権利を有する利害関係人及び利害関係団体の定義には、他の競技者に対して失効処分が下された場合に利益を得ることになるであろう競技者本人又はその所属する国内競技連盟は含まれていないことに注意を要する。]

13.1 不服申立ての対象となる決定

世界規程又は本規程に基づいて下された決定については、以下の第13.2項から第13.7項までの規定又は本規程、世界規程若しくは国際基準に従い不服申立てをすることができる。当該決定は、不服申立審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。

13.1.1 審査範囲の非限定

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の決定の審査者が審査した論点又は審査範囲に限定されない。不服申立ての当事者は、第一審の聴聞会で提起され又は取り扱われたのと同じ請求原因又は同じ一般的な事実若しくは状況に起因する限りにおいて、第一審の聴聞会で提起されなかった証拠、法的議論及び主張を提出することができる。

[第13.1.1項の解説：改定された文言は、2015年版の規程を実質的に変更するものではなく、むしろ明確化することを意図している。例えば、競技者が第一審の聴聞会で不正干渉のみについて責任を問われたが、同じ行為が違反関与にも該当する場合には、不服申立てを行う当事者は、当該不服申立てにおいて、競技者に対して不正干渉と違反関与の両方の責任を追及することができる。]

13.1.2 CASは不服申立てのなされた判断に拘束されない

CASはその決定を下すにあたり、不服申立ての対象となった決定を下した組織が行使した裁量に拘束されないものとする。

[第13.1.2項の解説: CASの手続は新規 (de novo) である。CASにおける聴聞会において、従前の手続により証拠が制限されることはなく、また、従前の手続は重要性を有さない。]

13.1.3 WADAは内部的救済を尽くすことを義務付けられない

第13条に基づきWADAが不服申立てを行う権利を有し、かつ、JADAの手続において、その他の当事者が終局的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADAは当該決定に対し、JADAの過程における他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接不服申立てを行うことができる。

[第13.1.3項の解説: JADAにおける手続の最終段階の前(例、第1回目の聴聞会)に決定が下され、当該決定に対し当事者の誰もが上級のJADAの手続(例、マネージング・ボード)に対する不服申立てを行わなかった場合には、WADAはJADAの内部手続における残存手続を経ることなく、CASに対して直接不服申立てを行うことができる。]

13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、暫定的資格停止、決定の実施、及び権限に関する決定に対する不服申立て

アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反の措置を課す又は課さない旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反がなかった旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続が手続上の理由(例えば、時効を含む。)により進めることができないという決定、引退した競技者が競技に復帰する際の第5.7.1項に基づく6ヶ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨のWADAによる決定、第7.1項に基づき結果管理を課すWADAによる決定、違反が疑われる分析報告又は非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として主張しないこととするJADAによる決定、「結果管理に関する国際基準」に従いドーピング調査の後に、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続を進めないこととする決定、及び暫定聴聞会の結果として暫定的資格停止を課し、又は取り消す決定、JADAによる第7.4項の不遵守、JADAが、主張されたアンチ・ドーピング規則違反若しくはその措置につき判断する権限を有さない旨の決定、措置を猶予し若しくは猶予しない旨、又は第10.6.1項に基づき猶予された措置を復活し若しくは復活しない旨の決定、第7.1.4項及び第7.1.5項を遵守しないこと、第10.14.3項の決定、第15条に基づく別のアンチ・ドーピング機関の決定を実施しない旨のJADAの決定並びに第27.3項に基づく決定については、本第13.2項の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。

13.2.1 国際レベルの競技者又は国際競技大会に関連する不服申立て

国際競技大会への参加により発生した事案又は国際レベルの競技者が関係した事案の場合には、当該決定は、CAS にのみ不服申立てを行うことができる。

[第13.2.1項の解説：CASの決定は、仲裁判断の取消し又は執行について適用のある法令により審査が義務付けられる場合を除き、終局的なものであり拘束力を有する。]

13.2.2 その他の競技者又はその他の人が関係する不服申立て

第13.2.1項が適用されない場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことができる。

日本スポーツ仲裁機構に関する指針及び規則は、別途定めるものとする。

13.2.2.1 日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルの面前の聴聞会

13.2.2.1.1 日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルは、最大30名の独立のメンバーにより構成されるものとする。

13.2.2.1.2 各メンバーは、自己の法的、スポーツ、医療及び／又は科学的知見を含む、必要なアンチ・ドーピングの経験を考慮に入れて、任命されるものとする。各メンバーは4年間の任期について任命され、任期が更新することができるものとする。

13.2.2.1.3 任命されたメンバーは、運営上の独立性及び組織上の独立性を有するものとする。JADA又はその関連機関の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会メンバー、コンサルタント及びオフィシャル（委託された第三者等）、並びに当該案件の調査、判断前又は結果管理に関与する人は、日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルのメンバー及び／又は事務局に任命されることはできない。とりわけ、いかなるメンバーも、所定の事案において同じ競技者に関連するTUE申請、結果管理の決定、第一審又は不服申立てを従前に検討してはならない。

13.2.2.1.4 日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルは、JADA又は第三者から介入を受けることなく、聴聞及び意思決定手続を行う立場にあるものとする。

13.2.2.1.5 日本スポーツ仲裁機構により事案を聴聞するよう任命されたメンバーが、理由を問わず、

当該事案を聴聞する意思がなく又は聴聞することができない場合には、**日本スポーツ仲裁機構**は代わりの者を任命し、又は新たな聴聞パネルを任命することができる。

13.2.2.1.6 **日本スポーツ仲裁機構**は、その完全な裁量により、パネルを支援し又はこれに助言を与えるために、専門家を任命する権限を有する。

13.2.2.1.7 国際競技連盟、関連する**国内競技連盟**、**JOC**（手続当事者ではない場合）、**JPC**、**JSPO** 及び **WADA** は、それぞれ、オブザーバーとして**日本スポーツ仲裁機構**のアンチ・ドーピングパネルの聴聞会に出席する権利を有する。

13.2.2.1.8 本条に従う聴聞会は、可能な限り迅速に完了されるべきである。**競技大会**との関連で開催される聴聞会は、迅速に行うことができる。

13.2.2.2 **日本スポーツ仲裁機構**のアンチ・ドーピングパネルの手続

13.2.2.2.1 **日本スポーツ仲裁機構**のアンチ・ドーピングパネルの手続は、「**結果管理**に関する**国際基準**」の第8条、第9条及び第10条に記載される原則を尊重するものとする。

13.2.2.2.2 **日本スポーツ仲裁機構**は、不服申立てを聴聞するために、3名のメンバーを任命するものとする。不服申立てを聴聞する場合には、少なくとも1名のパネルメンバーは、関連する法的経験を7年以上有する弁護士資格者であるものとする。

13.2.2.2.3 **日本スポーツ仲裁機構**により**日本スポーツ仲裁機構**のアンチ・ドーピングパネルのメンバーに任命されるにあたり、各メンバーは、宣言書において開示された事情を除き、いかなる当事者から見ても、自己の公正性が問題視されうる事実又は事情について、自己が何ら知らない旨記載した宣言書に署名しなければならない。

13.2.2.2.4 不服申立人は自己の主張を行うものとし、被不服申立当事者はこれに対して自己の主張を行うものとする。

13.2.2.2.5 当事者又はその代理人が、通知を受けた後に聴聞会に出席しなかった場合であっても、聴聞会はそれにもかかわらず進行する場合がある。

13.2.2.2.6 各当事者は、当該当事者の費用負担において、聴聞会において弁護士により代理される権利を有するものとする。

13.2.2.2.7 各当事者は、当該当事者の費用負担において、聴聞会において通訳を利用する権利を有するものとする。

13.2.2.2.8 各手続当事者は、関連する証拠にアクセスしこれを提示し、書面及び口頭の証言を提出し、証人を呼び審問する権利を有する。

13.2.2.3 日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルの決定

13.2.2.3.1 日本スポーツ仲裁機構のアンチ・ドーピングパネルは、聴聞会の終わり又はそのすぐ後において、「結果管理に関する国際基準」第9条の原則を尊重する、書面の、日付が記載され、署名された決定を、発行するものとする。

13.2.2.3.2 当該決定は、最大限賦課されうる制裁措置が賦課されなかった理由（該当する場合）を含む、決定及び賦課された資格停止期間の理由の全てを、特に、含むものとする。

13.2.2.3.3 JADA は、競技者又はその他の人、その国内競技連盟、及び、第13.2.3項に基づき不服申立ての権利を有するアンチ・ドーピング機関に対し、当該決定を通知するものとし、速やかにADAMSに報告するものとする。

13.2.2.3.4 当該決定は、第13.2.3項に定めるとおりこれに対し不服申立てすることができ、第14.3項に定めるとおり一般開示することができるものとする。

13.2.3 不服申立てを行う権利を有する人

13.2.3.1 国際レベルの競技者又は国際競技大会が関係する不服申立て

第13.2.1項に定められている事案の場合、CASに不服申立てを行う権利を有する当事者は次のとおりとする。

(a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の人

(b) 当該決定が下された事案の他の当事者

(c) 関係する国際競技連盟

(d) JADA 及び（異なる場合には）当該人の居住地国又は当該人が国民であり若しくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関

(e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会（オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）

(f) WADA

(g) JOC

(h) JPC

(i) JSPO

但し、(g)から(i)までに掲げる当事者が不服申立てを行う権利を有するのは、不服申立ての対象となる原決定が下された事案に関する場合に限るものとする。

13.2.3.2 その他の競技者又はその他の人が関係する不服申立て

第 13.2.2 項に定められている事案の場合、次に掲げる当事者は、不服申立てを行う権利を有する。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、競技者又はその他の人
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) 関係する国際競技連盟
- (d) JADA 及び（異なる場合には）当該人の居住地国又は当該人が国民であり若しくはライセンス保持者である国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会（オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）
- (f) WADA
- (g) JOC
- (h) JPC
- (i) JSPO

但し、(g)から(i)までに掲げる当事者が不服申立てを行う権利を有するのは、不服申立ての対象となる原決定が下された事案に関する場合に限るものとする。

第 13.2.2 項に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び関係する国際競技連盟は、日本スポーツ仲裁機構の決定に関して、CAS にも不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチ・ドーピング機関からすべての関係情報を取得するために CAS からの支援を受けることができるものとし、また、CAS が命じた場合には当該情報は提供されるものとする。

13.2.3.3 通知義務

CAS の不服申立ての全当事者は、WADA 及び不服申立てを行う権利を有するすべての当事者が、不服申立てについて適時の通知を付与されたことを確保しなければならない。

13.2.3.4 暫定的資格停止の賦課に関する不服申立て

本規程の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止の賦課について不服申立てを行うことができる人は、当該暫定的資格停止が課された、競技者又はその他の人に限られる。

13.2.3.5 第 12 条に従って下された決定に対する不

	<p>服申立て</p> <p>関連する国内競技連盟は、第 12 条に従って下された JADA の決定に対し、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを行うことができ、関連する国内競技連盟及び／又は JADA は、日本スポーツ仲裁機構の決定に対し、CAS に不服申立てを行うことができる。</p> <p>13.2.4 交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て</p> <p>世界規程に基づき CAS に提起された事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。本第 13 条に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の答弁時まで、交差不服申立て又は後続の不服申立てを提起しなければならない。</p> <p>[第 13.2.4 項の解説：2011 年以降、CAS 規則においては、競技者の不服申立期間の満了後にアンチ・ドーピング機関が決定に対し不服申立てを提起した場合に、競技者が交差不服申立てを提起する権利が認められなくなったため、本条項が必要となる。本条項は、全当事者のために完全な聴聞会を行うことを認めている。]</p> <p>13.3 JADA による時機に後れた決定</p> <p>個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、WADA が定めた合理的な期間内に JADA が決定を下さなかった場合には、WADA は、JADA がアンチ・ドーピング規則違反がないと判断する決定を下したものとして、CAS に対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CAS の聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手續遂行に関する WADA の費用及び弁護士報酬は、JADA から WADA に対して償還されるものとする。</p> <p>[第 13.3 項の解説：個々のアンチ・ドーピング規則違反のドーピング調査及び結果管理[★]手續における様々な事情に鑑みると、WADA が CAS に対して直接に不服申立てを行うに先立ち JADA が決定を下すための期限を、確定的に定めることは現実的ではない。但し、当該行動が取られる前に、WADA は JADA と協議し、かつ、JADA に対し決定が未だ下されていない理由について説明する機会を与えるものとする。]</p> <p>13.4 TUE に関連する不服申立て</p> <p>TUE 決定に対しては、第 4.4 項に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。</p>
--	---

る。

13.5 不服申立決定の通知

JADA は、第 14 条に定めるとおり、競技者又はその他の人並びに第 13.2.3 項に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申立決定を速やかに提供するものとする。

13.6 不服申立て提起の時期

[第 13.6 項の解説 : CAS 規則によるか本規程によるかを問わず、当事者の不服申立て期限は決定を受領するまでは進行しない。かかる理由により、当事者が決定を受領していなかった場合には、当該当事者の不服申立ての権利の期限は満了しない。]

13.6.1 CAS に対する不服申立て

CAS に対する不服申立ての提起時期は、不服申立てを提起する当事者による決定の受領の日から 21 日以内とする。上記にかかわらず、不服申立て提起権者であるが、決定の不服申立てに至る手続の当事者ではなかった当事者による不服申立ての提起については、以下の事項が適用される。

(a) 当該当事者は、決定の通知から 15 日以内に、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関に当該決定に関連する完全な案件記録の写しを要求する権利を有する。

(b) 当該要求が 15 日間の期間内になされた場合には、当該要求を行った当事者は、記録を受領してから 21 日以内に、CAS に不服申立てを提起する権利を有する。

上記にかかわらず、WADA の提起する不服申立ての提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。

(a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から 21 日後

(b) 当該決定に関連する完全な記録の WADA による受領から 21 日後

13.6.2 第 13.2.2 項に基づく不服申立て

日本スポーツ仲裁機構に対する不服申立ての提起時期は、不服申立て当事者による決定の受領の日から 21 日以内とする。上記にもかかわらず、不服申立て提起権者であるが、決定の不服申立てに至る手続の当事者ではなかった当事者による不服申立ての提起については、以下の事項が適用される。

	<p>(a) 当該当事者は、決定の通知から 15 日以内に、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関に、当該決定に関連する完全な案件記録の写しを要求する権利を有する。</p> <p>(b) 当該要求が 15 日間の期間内になされた場合には、当該要求を行った当事者は、記録を受領してから 21 日以内に、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てを提起する権利を有する。</p> <p>上記にかかわらず、WADA の提起する不服申立ての提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。</p> <p>(a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを行うことができる権利を有している最終の日から 21 日後</p> <p>(b) 当該決定に関連する完全な記録の WADA による受領から 21 日後</p>
--	---

	<p>第 14 条 守秘義務及び報告</p> <p>14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報</p> <p>14.1.1 競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知</p> <p>競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の主張は、第 7 条及び第 14 条に従い、当該競技者又はその他の人に通知するものとする。</p> <p>結果管理中からアンチ・ドーピング規則違反の責任追及までの間、時期を問わず、JADA が案件を進めないことを決定した場合には、JADA は競技者又はその他の人に通知しなければならない（但し、当該競技者又はその他の人が進行中の結果管理について既に連絡を受けていることを条件とする。）。</p> <p>14.1.2 国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知</p> <p>アンチ・ドーピング規則違反の主張は、競技者又はその他の人に通知すると同時に、第 7 条及び第 14 条に従い、当該競技者又はその他の人の国内アンチ・ドーピング機関 (JADA とは異なる場合)、</p>
--	--

国際競技連盟及び WADA に通知するものとする。

結果管理中からアンチ・ドーピング規則違反の責任追及までの間、時期を問わず、JADA が案件を進めないことを決定した場合には、第 13.2.3 項に基づき不服申立てを提起することができる他の国内アンチ・ドーピング機関に通知しなければならない。

14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

アンチ・ドーピング規則違反の通知には、*競技者*又はその他の人の氏名、出身国、競技及び種目、*競技者の競技レベル*、*検査種別（競技会（時）検査又は競技会外の検査）*、*検体の採取日*、分析機関が報告した分析結果、その他「*検査及びドーピング調査に関する国際基準*」及び「*結果管理に関する国際基準*」により要請されている他の情報が含まれる。

第 2.1 項以外のアンチ・ドーピング規則違反の通知には、違反された規則及び主張された違反の根拠の各情報も含まれる。

14.1.4 状況の報告

第 14.1.1 項に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング調査に関わる場合を除き、*競技者*又はその他の人の国内アンチ・ドーピング機関（JADA とは異なる場合）、国際競技連盟及び WADA には、第 7 条、第 8 条又は第 13 条に基づき審査又は手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書又は事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

14.1.5 守秘義務

JADA が第 14.3 項により許容される一般開示を行うまでは、情報を受領した機関は、当該情報を知る必要がある人（該当する国内オリンピック委員会、国内競技連盟及びチームスポーツにおけるチーム等の適切な人員を含む。）以外に当該情報を開示しないものとする。

14.1.6 JADA の職員又は代理人による秘密情報の保護

JADA は、違反が疑われる分析報告、非定型報告その他主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報について、当該情報が第 14.3 項に従い一般開示されるまで機密として保持されることを確保するものとする。

14.2 アンチ・ドーピング規則違反又は資格停止若しくは暫定的資格停止違反の決定の通知及びファイルに対する要請

14.2.1 第 7.6 項、第 8.2 項、第 10.5 項、第 10.6 項、第 10.7 項、第 10.14.3 項又は第 13.5 項に従い下されたアンチ・ドーピング規則違反又は資格停止若しくは暫定的資格停止違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、賦課可能な制裁措置が最大限まで賦課されなかったことの正当な理由も含むものとする。決定が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、JADA は当該決定及び決定を裏づける理由の英語又はフランス語での要約を提供するものとする。

14.2.2 第 14.2.1 項に従い受領した決定に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関は、受領後 15 日以内に、当該決定に関する完全な案件記録の写しを要請することができる。

14.3 一般開示

14.3.1 「結果管理に関する国際基準」に従って競技者又はその他の人に対し、また、第 14.1.2 項に従って該当するアンチ・ドーピング機関に対し、それぞれ通知が提供された後、潜在的なアンチ・ドーピング規則違反について通知を受けた競技者又はその他の人の身元、禁止物質又は禁止方法及び関連する違反の性質、並びに競技者又はその他の人が暫定的資格停止の対象となっているか否かについては、JADA によって一般開示される場合がある。

14.3.2 第 13.2.1 項若しくは第 13.2.2 項に基づく不服申立決定のとき、当該不服申立ての放棄のとき、第 8 条に基づく聴聞を受ける権利の放棄のとき、主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったとき、当該条件が第 10.8 項に基づき解決されたとき、又は新しい資格停止の期間若しくは譴責処分が第 10.4.3 項に基づき課されたときから 20 日以内に、JADA は、競技、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法（もしあれば）及び課せられた措置を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について一般開示しなければならない。JADA はまた、20 日以内に、上記情報を含む、アンチ・ドーピング規則違反に関する不服申立ての決定の結果についても一般開示しなければならない。

[第 14.3.2 項の解説：第 14.3.2 項の要求する一般開示が他の適用法令の違反となる場合には、JADA が一般開示を行わなかったことは、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」の第 4.1

項に定める世界規程の不遵守の決定という結果にはならない。]

14.3.3 第 13.2.1 項若しくは第 13.2.2 項に基づく不服申立決定においてアンチ・ドーピング規則違反が行われたものと判断され、若しくは当該不服申立てが放棄された後、第 8 項に従った聴聞会中、若しくは当該聴聞を受ける権利が放棄された場合、アンチ・ドーピング規則違反の主張に対し別途適時に異議が申し立てられなかった場合、又は当該案件が第 10.8 項に基づき解決された場合には、JADA は当該決定又は判断を公開することができ、当該案件につき公に見解を述べることができる。

14.3.4 聴聞会又は不服申立ての後に競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定について不服申立てが提起されていた事実は、一般開示される場合がある。しかし、決定自体及びその背景事実は、当該決定の対象となった競技者又はその他の人の同意があった場合を除き、一般開示されてはならない。JADA は、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、又は競技者若しくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般開示するものとする。

14.3.5 開示は、少なくとも、義務づけられた情報を JADA のウェブサイトにおいて 1 ヶ月間又は資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、掲載することにより、行われるものとする。また、資格停止期間中に引退する競技者（もしあれば）については、最低 1 ヶ月間の掲載を行った上で、引退した後に開示を終了する。当該競技者が現役復帰する場合、第 5.6.2 項に従い、残存する資格停止期間が経過するまで再度開示を行う。

14.3.6 第 14.3.1 項及び第 14.3.3 項に定める場合を除き、アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟若しくは WADA 認定分析機関又はそれらの役職員等は、当該競技者若しくはその他の人若しくはその随員その他の代理人による公的なコメントに対応し、又はこれらの者により提供される情報に基づく場合を除き、（手続及び科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。

14.3.7 第 14.3.2 項において要請される義務的な一般開示は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された競技者又はその他の人が 18 歳未満の者、要保護者又はレクリエーション競技者の場合には要請されないものとする。18 歳未満の者、要保護者又はレクリエーション競技者に関する事

案における任意的な一般開示は、当該事案の事実及び状況に釣り合うものとする。

14.4 統計数値の報告

JADA は、少なくとも年1回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しを WADA に対して提出するものとする。JADA は、各検査において検査を受けた各競技者の氏名及び検査の日付に関する報告書についても公表することができる。

14.5 ドーピング・コントロール情報データベース及びコンプライアンスの監視

WADA が自己のコンプライアンス監視の役割を遂行し、アンチ・ドーピング機関間のリソースの効果的な使用及び該当するドーピング・コントロール情報の共有を確保することを可能にするために、JADA は、適用される国際基準が要請するところに従い、とりわけ以下を含む、ドーピング・コントロール関連情報を、ADAMS を通じて WADA に報告するものとする。

- (a) 国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者のためのアスリート・バイオロジカル・パスポートのデータ
- (b) 登録検査対象者リストに含まれる競技者の居場所情報
- (c) TUE 決定、及び
- (d) 結果管理に関する決定

14.5.1 調整された検査配分計画を促進し、複数のアンチ・ドーピング機関による不要な検査重複を回避すると共に、アスリート・バイオロジカル・パスポートのプロフィールが更新されていることを確保するために、JADA は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に規定される要件及び時間軸に従い、ドーピング・コントロール・フォームを ADAMS に入力することにより、競技会 (時) 及び競技会外の検査の一切を WADA に報告するものとする。

14.5.2 TUE に関する WADA の監督及び不服申立ての権利を促進するために、JADA は「治療使用特例に関する国際基準」に含まれる要件及び時間軸に従い、ADAMS を使用して TUE 申請、決定及び関連文書の一切を報告するものとする。

14.5.3 結果管理に関する WADA の監督及び不服申立ての権利を促進するために、JADA は「結果管理に関する国際基準」に概要が示される要件及び時間軸に従い、次の情報を ADAMS に報告するものとする。(a) 違反が疑われる分析報告に関するア

ンチ・ドーピング規則違反及び関連決定の通知、**(b)違反が疑われる分析報告ではない他のアンチ・ドーピング規則違反に関する通知及び関連決定、(c)居場所情報関連義務違反、並びに(d)暫定的資格停止を賦課し、取り消し、又は復活させる決定。**

14.5.4 本項に規定される情報は、適切である場合に、適用規則に従い、**競技者、競技者の国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟、並びに競技者に対して検査権限を有するその他アンチ・ドーピング機関**に利用可能なものとされる。

14.6 データ・プライバシー

14.6.1 *JADA* は、**世界規程、国際基準** (特に「プライバシー及び個人情報の保護に関する**国際基準**」を含む。) 及び本規程に従い、かつ適用される法を遵守して、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するのに必要かつ適切である場合には、**競技者又はその他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。**

14.6.2 上記を制限することなく、*JADA* は以下を行う。

- (a) 有効な法的根拠に従う場合に限り、個人情報を処理する。
- (b) 適用法令及び「プライバシー及び個人情報の保護に関する**国際基準**」を遵守する方法及び様式により、本規程の対象となっている**参加者又は人**に対し、その個人情報が、本規程を実施する目的のために *JADA* 及びその他の人により処理される可能性があることを通知する。
- (c) *JADA* が**参加者又は人の個人情報を共有する第三者代理人 (委託された第三者を含む)** が、当該情報の守秘性及びプライバシーを保護するための適切な技術的及び契約上のコントロールの対象となっていることを確保する。

第 15 条 決定の実施

15.1 **署名当事者**であるアンチ・ドーピング機関による決定の自動的な拘束力ある効果

15.1.1 **署名当事者**であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関 (*世界規程*第 13.2.2 項)、又は *CAS* の行った決定は、当該手続の当事者が通知を受けた後、以下の効果をもって、*JADA*、日本の**国内競技連盟**、及びすべての競技における**署名当事者**に

対し、当該手続における当事者以外に対しても自動的に拘束力を有するものとする。

15.1.1.1 (暫定聴聞会が行われ、又は競技者若しくはその他の人が暫定的資格停止を受け入れ、若しくは暫定聴聞会、緊急聴聞会若しくは第 7.4.3 項に従い提供される簡易な不服申立てに対する権利を放棄した後に) 暫定的資格停止を賦課する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者又はその他の人が、(第 10.14.1 項に定めるとおり) 暫定的資格停止中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。

15.1.1.2 (聴聞会が行われ、又は放棄された後に) 資格停止期間を賦課する旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該競技者又はその他の人が、(第 10.14.1 項に定めるとおり) 資格停止期間中に署名当事者の権限内の競技の一切に参加することを自動的に禁止する。

15.1.1.3 アンチ・ドーピング規則違反を受け入れる旨の上記のいずれかの機関による決定は、すべての署名当事者に対し自動的に拘束力を有する。

15.1.1.4 特定の期間について第 10.10 項に基づき成績を失効させる旨の上記のいずれかの機関による決定は、当該特定の期間中に署名当事者の権限内で獲得された成績の一切を自動的に失効させる。

15.1.2 JADA 及び日本の国内競技連盟は、JADA が決定の通知を実際に受けた日又は決定が WADA により ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、第 15.1.1 項により要求される決定及びその効果を承認し、実施するものとする。

15.1.3 措置を停止し又は取り消す旨のアンチ・ドーピング機関、不服申立機関又は CAS による決定は、JADA が決定の通知を実際に受けた日又は決定が WADA により ADAMS に記録された日のいずれか早い方に、更なる措置を要求されることなく、JADA 及び日本の国内競技連盟に対し拘束力を有するものとする。

15.1.4 但し、第 15.1.1 項の規定にかかわらず、競技大会中の簡易な手続で行われた主要競技大会機関によるアンチ・ドーピング規則違反に関する決定は、当該主要競技大会機関の規則において競技者又はその他の人に対し、簡易な手続ではない手続に基づく不服申立ての機会が提供される場合を除き、JADA 又は日本の国内競技連盟に対し拘束力を有しないものとする。

[第 15.1.4 項の解説：例えば、主要競技大会機関の規則において競技者又はその他の人に対し、CAS への簡易な不服申立て又は通常 CAS の手続に基づく CAS への不服申立てを選択する権利が与えられている場合には、当該主要競技大会機関による終局的な決定又は判断は、当該競技者又はその他の人が簡易な不服申立てを選択するか否かにかかわらず、他の署名当事者に対し拘束力を有する。]

15.2 アンチ・ドーピング機関による他の決定の実施

JADA 及び日本の国内競技連盟は、暫定聴聞会又は競技者若しくはその他の人による受諾前の暫定的資格停止等、上記第 15.1.1 項に規定されていない、アンチ・ドーピング機関により言い渡された他のアンチ・ドーピングに関する決定を実施することを決定することができる。

[第 15.1 項及び第 15.2 項の解説：第 15.1 項に基づくアンチ・ドーピング機関の決定は、署名当事者において何らの決定又は更なる措置を要することなく、他の署名当事者により自動的に実施される。例えば、国内アンチ・ドーピング機関が競技者を暫定的に資格停止することを決定した場合には、当該決定は国際競技連盟のレベルで自動的に効果を付与される。明確化のために述べると、「決定」とは、国内アンチ・ドーピング機関により行われるものであり、国際競技連盟により行われる別個の決定が存在するわけではない。よって、暫定的資格停止が不適切に賦課された旨の競技者による主張は、国内アンチ・ドーピング機関に対してのみ申し立てることができる。第 15.2 項に基づくアンチ・ドーピング機関の決定の実施は、各署名当事者の裁量による。第 15.1 項又は第 15.2 項に基づく署名当事者による決定の実施に対しては、その基にある決定に対する不服申立てとは別個に不服申立てを行うことはできない。他のアンチ・ドーピング機関の TUE 決定の承認の範囲は、第 4.4 項及び「治療使用特例に関する国際基準」により決定されるものとする。]

15.3 署名当事者ではない機関による決定の実施

世界規程の署名当事者ではない機関によるアンチ・ドーピングに関する決定は、JADA が、当該決定が当該機関の権限内であり、当該機関のアンチ・ドーピング規則が世界規程に適合するものであると判断する場合には、JADA 及び日本の国内競技連盟により実施されるものとする。

[第 15.3 項の解説：世界規程を受諾していない機関による決定について、世界規程に準拠している

	<p>点とそうでない点がある場合には、署名当事者は当該決定について、世界規程の原則に調和するような形で適用するよう試みるべきである。例えば、世界規程と整合する手続において、非署名当事者が、禁止物質が競技者の体内に存在するという理由で、競技者のアンチ・ドーピング規則違反を認定したが、適用される資格停止期間は世界規程において規定された期間よりも短いという場合には、全署名当事者は、アンチ・ドーピング規則違反の事実認定を承認すべきであり、かつ、競技者が所属する国内アンチ・ドーピング機関は、世界規程に定められた、より長い期間の資格停止期間を課すべきか否かを決定するために、第8条に適合する聴聞会を実施すべきである。第15.3項に基づく署名当事者による決定の実施又は決定を実施しない旨の決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを行うことができる。]</p> <p>第16条 時効</p> <p>アンチ・ドーピング規則違反が発生したと主張された日から10年以内に、競技者又はその他の人が第7条の定めに従いアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該競技者又はその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反の手続は開始されないものとする。</p>
--	---

第17条 教育

17.1 原則

教育プログラムは、国際レベル及び国内レベルにおいて、調和と協調がとれた、効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを確実にする中心的な役割を担う。教育プログラムは、本規程の序論に記載されているように、スポーツの精神及び競技者の健康の保護並びにドーピングのない公正な競技環境において競技する権利を守ることを意図している。

教育プログラムは、意図的及び意図的でないアンチ・ドーピング規則違反及びその他本規程の違反を予防するために、啓発し、正確な情報を提供し、判断能力を育成するものとする。教育プログラム及びその実施は、スポーツの精神を保護する個人的な価値観及び信条を浸透させるものである。

JADA は、自己の責任の範囲内で、また、JSC、統括団体である JOC, JPC, JSPO そして各国内競技連盟と相互に協力して、「教育に関する国際基準」に定める目的及び要件に従い、教育プログラムの計画、実施、モニタリング、評価及び推進をするものとする。

17.2 教育プログラム及び計画

「教育に関する国際基準」で概要を示すとおり、教育プログラムは、スポーツの精神を推進し、競技者及びその他の人による意思決定に対して、積極的かつ長期的な影響を与えるものである。

JADA は、「教育に関する国際基準」において要請されるとおり、教育計画を策定するものとする。ターゲットグループ又は活動を優先することは、教育計画の明確な合理的根拠に基づいて正当化されるものとする。

JADA、JOC、JPC、JSPO は、国内競技連盟と協働し、可能な限り努力の重複を避け、教育の効果・効率性を測るものとする。Code20.4.5 条に基づき、JOC、JPC、JSPO と国内競技連盟は、「検査の前に教育」と「教育を受けた上で大会に派遣されること」の原則を担保するため、JADA と協働し、自己の管轄下にある競技者とサポートスタッフが教育を受けることを確実にするものとする。

また、JOC、JPC、JSPO は、Code20.3.13、20.4.12 条に基づき、JADA と協働した上で各国内競技連盟が、ISE に即してアンチ・ドーピング教育を実施・推進

することを要請すると共に、自身で教育の計画、実施、評価、推進を行うものとする。

JADA は、「教育に関する国際基準」で概要が示されている承認手続を支援するために、自己の教育計画を他の署名当事者に対し要請に応じ、提示するものとする。

教育プログラムは、以下の四要素を含むものとする。

- ・価値に基づく教育：個人の価値観及び信条の育成に重点を置いた活動を実施すること。これは、学習者が倫理的に行動するための決定を下す能力を開発する。
- ・啓発：クリーンスポーツに関するトピックスおよび課題を強調する。
- ・情報提供：クリーンスポーツに関する正確で最新のコンテンツを提供する
- ・アンチ・ドーピング教育：クリーンスポーツ行動における能力を開発し、十分な情報に基づく決定を下すために、アンチ・ドーピング・トピックに関する研修を実施する。

すべての要素は、教育プログラムに沿ったものでなければならない。すべてのアクティビティは、補完的なものであり、価値に基づき、スポーツの精神を醸成し、保護するものでなければならない。JADAは世界規程第18.2項にも概説されており、教育プログラムに以下のトピックスを含めるものとする。トピックス及び内容は、対象となる相手のニーズを満たすために適応され、調整されるものとする。これらのトピックスに関する情報は、一般に利用可能とされるものとする。

JADA はこれらを少なくともウェブサイトで閲覧可能な状態に置くものとする。

- ・クリーンスポーツに関する原則及び価値
- ・本規程に基づく競技者、サポートスタッフ、その他のグループの権利及び義務
- ・厳格責任の原則
- ・ドーピングの結果。例えば、身体的及び精神的健康、社会的及び経済的な影響、並びに制裁措置
- ・アンチ・ドーピング規則違反
- ・禁止表上の物質及び方法
- ・サプリメント使用のリスク
- ・薬の使用及び治療使用特例
- ・尿、血液及びアスリート・バイオロジカル・パスポートを含む検査手続
- ・居場所情報及び ADAMS の使用を含む登録検査対象者リストの要件
- ・ドーピングに関する懸念を共有するために声を上げること (speaking up)

17.2.1 JADA が定める教育対象者プール及びターゲットグループ

JADA は、「教育に関する国際基準」で概要が示されているとおり、最低要件に従い自己のターゲットグループを特定し、教育対象者プールを策定するものとする。

[第 17.2.1 項の解説：教育対象者プールは、国内レベル又は国際レベルの競技者に限定されず、JADA、政府又は JOC、JPC、JSPO、国内競技連盟の傘下でスポーツに参加する若い世代を含んだ、すべての人を含むべきである。]

17.2.2 教育プログラムの実施と教育者

教育対象者プールに対する教育活動は、「教育に関する国際基準」に定められた要件に従い研修を受け、認定された人により実施されるものとする。教育者の育成の枠組みは JADA が設定する。その枠組みに基づき JOC、JPC、JSPO、国内競技団体は教育者を任命、活用、育成し、アスリートとサポートスタッフに適切な教育を実施するものとする。

[第 17.2.2 項の解説：この条項は、教育者の概念を導入することを目的としている。教育は、研修を受け任命されたドーピング・コントロール・オフィサーのみが検査を実施することのできる検査と同様に、教職課程修了者等の教育について基礎的な資質能力を持ち、かつ必要な研修を受けた者によってのみ実施されるものとする。いずれの場合においても、研修を受けた者は、競技者を保護し、実施に関する一貫した水準を維持することが要件となる。教育者に関する簡易な認定プログラムの導入に関するさらなる詳細については、施行されうる介入のベストプラクティスの例を含んだ、「教育に関する WADA モデルガイドライン」においてその概要が示されている。]

17.2.3 調整及び協力

WADA は、「教育に関する国際基準」の施行を支援するために関係者と協力し、情報及び WADA 若しくは署名当事者が開発した教育リソース並びに／又はプログラムについて中央で管理する機関となるものとする。WADA は、各自の取り組みを調整するべく、相互に又は各国政府と協力するものとする。

国内において、教育プログラムは、JOC、JPC、JSPO、国内競技連盟、政府及び教育機関と共同して実施し JADA により調整されるものとする。当該調整については、競技、競技者及びサポートスタッフ全体に教育プログラムの範囲を最大化し、取り組みの重複を最少化するものである。

JADA は、情報及び JADA、JOC、JPC、JSPO、国内競技連盟が開発した教育リソース並びに／又はプログラムについて管理する機関となるものとする。

価値を基盤とした教育は、学習指導要領に位置づけられているアンチ・ドーピングに関わる教育をさらに推進するなど、特に学校の教育制度を通じて、ならびに関係する公的機関、JOC、JPC、JSPO 及びその他の利害関係者（日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会等）と連携して、子どもおよび若い世代に焦点をあてるべきである。

国際レベルの競技者に向けられた教育プログラムは、国際競技連盟の優先事項とする。競技大会での教育は、国際競技大会に関連するアンチ・ドーピング・プログラムの義務的要素とする。国内競技連盟は、JADA と協働して国内開催の「国際競技大会での教育」を実施・推進すると共に、国内における競技大会において、又は競技大会に関連して行われる、あらゆる種類の教育活動を推進するものとする。

すべての署名当事者は、関係するスポーツ団体、教育機関及び専門機関が、アンチ・ドーピングに関するスポーツの行為に関するグッドプラクティスと倫理を反映する適切な行動規範を策定し、施行することを奨励するために、相互に、また、各国政府と協力するものとする。規律方針及び手続は、本規程に即した制裁措置を含み、明確に規定され、伝達されるものとする。当該行動規範は、ドーピングに対する制裁措置の施行を支援するため、又は証拠が不十分であることがアンチ・ドーピング規則違反の提起の妨げとなる場合に、組織が自己の規律措置を講じるため、スポーツ機関により適切な規律措置を取ることができる規定を設けるものとする。

第 18 条 研究活動

18.1 アンチ・ドーピング研究活動の目的
アンチ・ドーピング研究活動は、効率的なアンチ・ドーピング・プログラムの策定、実施に資するとともに、価値に重きを置く教育プログラムの促進にも寄与する。

JADA は、その加盟機関及び関係者と協力して、当該研究活動を奨励及び推進し、また合理的なあらゆる手段を講じて、当該研究活動の成果が *世界規程* の原則に適合した目的の推進のために用いられるようにする。

18.2 研究活動の種類

関係するアンチ・ドーピング研究活動には、例えば、医学研究、分析学的研究及び生理学的研究に加えて、政策的研究、マネジメント研究、社会学的研究、行動様式研究、法的研究及び倫理的研究などが含まれる。

世界規程 の原則に適合し、かつ、被験者の尊厳を尊重した科学的根拠のある生理学的・心理学的トレーニングプログラムの立案及びその効率性の評価についての研究のほか、科学の発展の結果生じた新たな物質又は方法の使用についての研究も実施されるべきである。

18.3 研究の実施方法

アンチ・ドーピングのための研究活動は、国際的に認められた倫理的な慣行に従ってなされるものとする。

18.4 禁止物質及び禁止方法を用いる研究活動

研究活動においては、*競技者* に対する *禁止物質* 及び *禁止方法* の投与を回避すべきである。

18.5 成果の悪用

アンチ・ドーピング研究活動の成果がドーピング目的に悪用されないよう十分に注意が払われるべきである。

第19条 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC) の役割と責務

19.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

19.2 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。


19.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。

19.4 ISE の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること。

19.5 主体的に教育活動を推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと。


19.6 国内競技連盟がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報を JADA 及び国際競技


連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力することを要請すること。

19.7  傘下の国内競技連盟に対し、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請すること。

19.8 国際競技大会に派遣するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。また、国際大会に派遣する競技者及びサポートスタッフに対し、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供の機会を確保し、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実にすること。


19.9 国内競技連盟に正式加入していない競技者に対して、JOC が派遣主体となる競技大会との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該競技者が特定されてからすぐに、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要請に従い、検体採取を可能にすること、並びに居場所情報を提出することを、JOC が派遣主体となる競技大会への最低限の参加要件として義務付けること。

19.10  自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること。

19.11  アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

19.12 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。

19.13 アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

19.14  本規程を遵守しない加盟団体又は認定国内競技連盟に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

19.15 自己の権利と責務を競技者、とりわけ 18 歳未満の者である競技者が理解することができるよう、教育を実施、推進すると共に、これらのプログラムを（必要な場合には JADA と連携する等して）行うよう国内競技連盟に要請すること。

19.16 オリンピック強化指定選手に対してアンチ・ドーピング教育を実施すること。競技者が 18 歳未満の場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

19.17 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること

19.18 サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的なアンチ・ドーピング教育を実施することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

19.19 JOC における教育年間計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有すること。

19.20 適任な「教育者」を任命し育成すること。
（教育者には、アスリートを含むことが望ましい）

19.21 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進すること。

19.22 すべての関係者（スポンサー含）が、クリーンでフェアなスポーツに関するメッセージ発信等の啓発活動をするよう求めること。

19.23 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

19.24 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが自己の所轄の下の競技者に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設け、かつ国内競技連盟がかかる懲戒規則を設けるよう要請すること。

第 20 条 日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務

20.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

20.2 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。

20.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。

20.4 ISEの趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動をJADAと連携し推進すること。

20.5 主体的に教育活動を推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと。

20.6 国内競技連盟がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報をJADA及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及びJSCのドーピング調査に協力することを要請すること。

20.7 傘下の国内競技連盟に対し、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請すること。


20.8 国際競技大会に派遣するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。また、国際大会に派遣する競技者及びサポートスタッフに対し、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供の機会を確保し、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実にすること。

20.9 国内競技連盟に正式加入していない競技者に対して、JPCが派遣主体となる競技大会との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該競技者が特定されてからすぐに、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要請に従い、検体採取を可能にすること、並びに居場所情報を提出することを、JPCが派遣主体となる競技大会への最低限の参加要件として義務付けること。

20.10 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性をJADAに報告すること、結果の適切な執行を確保すること。

20.11 アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

20.12 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。

20.13  アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

20.14 本規程を遵守しない加盟団体又は認定国内競技連盟に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

20.15 自己の権利と責務を競技者、とりわけ18歳未満の者である競技者が理解することができるよう、教育を実施、推進すると共に、これらのプログラムを（必要な場合にはJADAと連携する等して）行うよう国内競技連盟に要請すること。

20.16 パラリンピック強化指定選手に対してアンチ・ドーピング教育を実施すること。競技者が18歳未満の場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

20.17 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること


20.18 サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的なアンチ・ドーピング教育を実施することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。


20.19 JPCにおける教育年間計画を策定、実施、評価し、それらをJADAと共有すること。

20.20 適任な「教育者」を任命し育成すること。
（教育者にはアスリートを含むことが望ましい）

20.21 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育をJADAを含む関係団体と連携して推進すること。

20.22 すべての関係者（スポンサー含）が、クリーンでフェアなスポーツに関するメッセージ発信等の啓発活動するよう求めること。

20.23  関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

 20.24 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが自己の所轄の下の競技者に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設け、かつ国内競技連盟がかかる懲戒規則を設けるよう要請すること。

第21条 公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務

21.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

21.2 加盟する競技団体の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守することを促し、啓発に努めること。

21.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。

21.4 ISE の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること。

21.5 国民体育大会の主催者として、国および開催都道府県と連携し、クリーンでフェアな大会が確実に実施されるために主体的に取り組むこと。

21.6 国民体育大会及び自己が推進する事業において主体的に教育活動を推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと。

21.7 加盟する競技団体がアンチ・ドーピング規則違反を示し又は関連する情報を JADA 及び関連する競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力することを要請すること。

21.8 国民体育大会に参加するすべての競技者^①に対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。また、各都道府県体育（スポーツ）協会と連携して国民体育大会に派遣されるすべての競技者がアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保することによって、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実にすること。特に少年の部に参加する競技者が、スポーツの価値を理解し、アンチ・ドーピングの規則を知った上で国民体育大会に参加するようにすること。競技者が 18 歳未満の場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

21.9 国民体育大会に派遣されるすべてのサポートスタッフに対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。また、各都道府県体育（スポーツ）協会と連携して国民体育大会に派遣されるサポートスタッフ、特に帯同コーチ、スタッフ、ドクター、トレーナーがアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

21.10 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること

21.11 国民体育大会において、ドーピング検査室の設置を含むドーピング検査運営について自己が主体となって開催県と連携のもと準備・調整等を実施すること。

21.12 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること。

21.13 アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

21.14 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を把握することを要請すること。

21.15 スポーツ資格制度（公認スポーツ指導者制度等）における履修要件に教育を含めること。内容の構築については JADA と協働して行うこと。

21.16 アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

21.17 本規程を遵守しない加盟競技団体に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

21.18 JSPO における教育年間計画を策定、実施し、各都道府県体協による教育の実施状況等を含め、JADA と共有すること。

21.19 適任な「教育者」を任命し育成すること（教育者にはアスリートを含むことが望ましい）

21.20 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進すること

21.21 スポーツ少年団を含む各種のプログラムにおいて、スポーツの価値を基盤とした教育やメッセージの発信等の啓発を行うこと

21.22 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

21.23 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが、自己の所轄の下の競技者に支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

第 22 条 国内競技連盟の追加的な役割と責務

22.1 日本のすべての国内競技連盟及びその加盟組織は世界規程、国際基準及び本規程を遵守するものとする。日本のすべての国内競技連盟及び他の加盟組織は、本規程の序論（「本規程の適用範囲」の項）において特定されるとおり、そのアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人に関して直接、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラムを実施し、本規程を執行する上での JADA の権限及び責任を承認するために必要な規定を、その方針、規則及びプログラムの中にも含めるものとする。

22.2 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと

22.3 日本の各国内競技連盟は、日本国政府及び／又は JSC、JOC、JPC から金銭的及び／又は他の支援を受けるための条件として、日本の国内アンチ・ドーピング・プログラム及び本規程の精神及び条件を受諾し、これらに従うものとする。

[第 22.2 項の解説 : JADA は、JADA の承認並びに本規程の受諾及び適用が、国内競技連盟の政府及び／又は JSC、JOC、JPC からの金銭的及び／又は他の支援の受領の前提条件であることを意味することを確保するために、自己の政府及び JSC、JOC、JPC と協力的に作業するものとする。]

22.4 日本の各国内競技連盟は、国内競技連盟が自己のアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人について直接本規程を実施することができるよう、その準拠文書、憲章及び／又は規則に、自己の加盟組織を拘束するスポーツの規則の一部として、直接又は参照の方法により、本規程を組み込むものとする。

22.5 本規程を採択し、自己の準拠文書及びスポーツの規則に組み込むことにより、国内競技連盟はその機能において JADA に協力し、これを支援するものとする。また国内競技連盟は、自己の権限に基づき人に対して制裁措置を賦課する決定を含む本規程に従い行われた決定を承認し、遵守し、実施するものとする。

22.6 日本のすべての国内競技連盟は、とりわけ以下の事項を行うことにより、世界規程、国際基準及び本規程の遵守を執行するための適切な措置を講じるものとする。

(i) ISE の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること、

(ii) すべての国内競技連盟は、主体的に教育活動を推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと、

(iii) 自己の国際競技連盟の文書化された権限に基づいてのみ、また「検査及びドーピング調査に関する国際基準」を遵守して検体を採取するため

に JADA その他の検体採取機関を利用して、検査を行うこと、

(iv) 世界規程第 5.2.1 項に従い JADA の権限を承認し、JADA が自己、または参加の組織が主催する競技大会においてドーピング検査室の設置を含む検査運営に協力すること。JADA からの要請に従い、競技大会の規模に見合うシャペロンの確保を行うこと、

(v) 自己が関係する国際競技大会に参加する海外からの競技者を含む競技大会参加競技者の所在を含む照会に応じること、

(vi) 第 6.1 項に従い WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関を使用して採取されたすべての検体を分析すること、並びに、

(vii) 国内競技連盟が発見した国内レベルのアンチ・ドーピング規則違反事案が、第 8.1 項及び「結果管理に関する国際基準」に従い運営上の独立性を有する聴聞パネルにより裁定されることを確保すること。

22.7 すべての国内競技連盟は、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者、及び当該競技者に関連するすべてのサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則に同意し、アンチ・ドーピング機関の結果管理権限に服することを、当該参加の要件として要求する規則を定めるものとする。

22.8 自己に正式加入していない競技者に対し、競技大会の参加資格要件として、本規程に拘束されることに同意すること、検体の採取を可能にすること、必要に応じて正確かつ最新の居場所情報を提出することを要請すること

22.9 すべての国内競技連盟は、JADA 及び自己の国際競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し又はこれに関連する情報を報告するものとし、調査を実施する権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC が実施する調査に協力するものとする。

22.10 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、結果の適切な執行を確保すること。

22.11 アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

22.12 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。

20.13 アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフ及び都道府県連盟等に対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

22.14 若年競技者へのスポーツの価値を基盤とした教育を中心として、すべての管轄下の競技者とサポートスタッフに対してアンチ・ドーピング教育を実施すること。また、競技者がドーピング・コントロールの経験および大会派遣される前に、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供を受ける機会を確保することによって、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実にすること。

20.15 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること。

22.16 サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的な教育を実施することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

22.17 競技大会におけるアンチ・ドーピング教育及び啓発、情報提供活動を実施すること。特に IF より依頼があったものは JADA と協働して確実に実施すること。

22.18 各団体は、教育年間計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有すること。

22.19 適任な「教育者」を任命し育成すること。
(教育者にはアスリートを含むことが望ましい)

22.20 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進すること。

22.21 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

22.22 すべての国内競技連盟は、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが JADA 又は国内競技連盟の権限の下の競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設けるものとする。

第 23 条 JADA の追加的な役割と責務

23.1 国内アンチ・ドーピング機関のために世界規程第 20.5 項において記載される役割と責務に加えて、JADA は世界規程第 24.1.2 項に従い、JADA による世界規程及び国際基準の遵守状況について WADA に報告するものとする。

23.2 適用法令に従い、かつ世界規程第 20.5.10 項に従い、ドーピング・コントロールの側面に関与している JADA の理事会構成員、理事、役員、職員及び任命された委託された第三者は全員、直接かつ意図的な不正行為についての世界規程に適合する人として本規程に拘束される。

23.3 適用法令に従い、かつ世界規程第 20.5.11 項に従い、(授権されたアンチ・ドーピング教育又は更生プログラム以外の) ドーピング・コントロールに関与している JADA の職員は、自己が暫定的資格停止の対象となっておらず、かつ、資格停止期間にも服しておらず、世界規程を遵守した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為に過去 6 年間直接的又は意図的に従事していないことを確認しなければならない。

第 24 条 競技者の追加的な役割と責務

24.1 本規程を理解し、遵守すること。

24.2 いつでも検体採取に応じること。

[第 24.2 項の解説：競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量の EPO を使用することが知られている。]

24.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

24.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程の違反に該当しないようにすること。

24.5 自身が過去 10 年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。

24.6 ドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

24.7 JADA 若しくは国内競技連盟、又は競技者に対し権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が要請した場合には、自己のサポートスタッフの身元を開示すること。

第 25 条 サポートスタッフの追加的な役割と責務

	<p>25.1 本規程を理解し、遵守すること。</p> <p>25.2 競技者の検査プログラムに協力すること。</p> <p>25.3 ドーピングを行わない態度を醸成するために、競技者の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。</p> <p>25.4 サポートスタッフが過去 10 年間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。</p> <p>25.5 ドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。</p> <p>25.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し又は保有しないものとする。</p> <p>第 26 条 本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務</p> <p>26.1 本規程を理解し、遵守すること。</p> <p>26.2 その他の人が過去 10 年間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨を非署名当事者が認定した決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。</p> <p>26.3 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。</p> <p>26.4 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有しないこと。</p>
--	---

第27条 世界規程の解釈

27.1 世界規程の正文は WADA が維持するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

27.2 世界規程の各条項に注釈として付された解説は、世界規程の解釈に用いられるものとする。

27.3 世界規程は独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者又は各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。

27.4 世界規程の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、世界規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。

27.5 世界規程又は国際基準において使用される「日」という用語は、別途明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

27.6 世界規程は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。但し、世界規程以降に発生した違反については第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、世界規程以前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。

27.7 「世界アンチ・ドーピング・プログラム及び世界規程の目的、範囲及び構成」、「付属文書1—定義」及び「付属文書2—第10条の適用例」は、世界規程の不可分の一部として扱われる。

第28条 通知

28.1 本規程において言及されているすべての通知は、本条の規定に従うものとする。

28.2 JADA の登録検査対象者リストに掲げられている競技者は、JADA に通知送付先を提供するものとし、送付先を変更する場合には、JADA に当該変更の詳細を提供する責任を負う。

28.3 JADA の登録検査対象者リストに掲げられている競技者への通知は、競技者によって JADA に提供された送付先に送付されるものとする。当該通知は、送付後3日経過後には受領されたものとみなされるものとする。

28.4 その他の競技者又はその他の人への通

知は、当該競技者又は人によって提供された送付先に送付することで実行されるものとする。当該通知は、送付後 3 日経過後には受領されたものとみなされるものとする。

28.5 JADA は、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用して通知を付与することができる。

第 29 条 最終条項

29.1 本規程において使用される「日」という用語は、別途明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

29.2 本規程は、独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。

29.3 本規程は世界規程及び国際基準の適用される条項に従い採択され、世界規程及び国際基準の適用される条項に合致する方法で解釈されるものとする。世界規程及び国際基準は本規程の不可分の一部とみなされ、矛盾がある場合には優先するものとする。

29.4 序論及び付属文書 1 は本規程の不可分の一部とみなされるものとする。

29.5 本規程の各条項に付されている解説は、本規程の解釈に使用されるものとする。

29.6 本規程は、2021 年 1 月 1 日（「効力発生日」）に発効するものとする。本規程は、2015 年 1 月 1 日に発効した JADA のアンチ・ドーピング規程を失効させる。

29.7 本規程は、効力発生日前に審理中であった案件に遡及的に適用されないものとする。

29.7.1 効力発生日以降に発生した違反について第 10 条に基づいて制裁措置を認定する場合には、効力発生日前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1 回目の違反」又は「2 回目の違反」として数えられる。

29.7.2 効力発生日において審理中のアンチ・ドーピング規則違反事案、及び効力発生日以前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づく効力発生日以降に提起されたアンチ・ドーピング規則違反事案に関しては、当該事案に関する聴聞パネルが、当該事案の状況に基づき、「寛大な法 (lex mitior)」の原則を適用されることが適切である旨を判断しない限り、主張されているアンチ・ドーピング規則違反の発生時に効力を有していた実体的なアンチ・ドーピング規則に準拠するものとし、本規程に定められている実体的なアンチ・ドーピ

ング規則には準拠しないものとする。かかる目的において、第 10.9.4 項に基づく複数回の違反の認定において従前の違反が考慮されうる際の遡及的期間及び第 16 条に定める時効は、実体的な規則ではなく手続規則であり、本規程の他の手続規則と併せて、遡及的に適用されるべきである（但し、第 16 条は、効力発生日までに時効期間が満了していない場合に限り、遡及的に適用されるものとする。）。

29.7.3 効力発生日前の第 2.4 項の居場所情報関連義務違反（「結果管理に関する国際基準」において用語が定義される場所に従い、提出義務違反又は検査未了のいずれであるかを問わない。）は、「結果管理に関する国際基準」に従い、繰り越され、満了前にこれに依拠することができるが、発生してから 12 ヶ月後に満了したものとみなされるものとする。

29.7.4 アンチ・ドーピング規則違反に対する終局的な決定が効力発生日以前に言い渡されたが、**競技者**又はその他の人が効力発生日において依然として**資格停止期間中**である事案に関し、**競技者**又はその他の人は、**JADA** 又はその他アンチ・ドーピング規則違反の結果管理を行うアンチ・ドーピング機関に対し、本規程を踏まえた**資格停止期間**の短縮を申請できる。当該申請は**資格停止期間**が満了する前になされなければならない。

言い渡された決定に対しては、第 13.2 項に従って不服申立てを行うことができる。本規程は、アンチ・ドーピング規則違反があった旨の終局的な決定が言い渡され、課された**資格停止期間**が満了した事案には適用されない。

29.7.5 第 10.9.1 項に基づき 2 回目の違反につき**資格停止期間**を査定する際、1 回目の違反の制裁措置が効力発生日前に有効であった規則に基づき決定されている場合には、本規程が適用可能であったならば 1 回目の違反につき査定されたであろう**資格停止期間**が、適用されるものとする。

[第 29.7.5 項の解説：第 29.7.5 項に記載された状況以外で、アンチ・ドーピング規則違反があった旨の終局的な決定が効力発生日前に言い渡され、課された**資格停止期間**が満了した事案には、以前の違反を再評価するために本規程を使用することはできない。]

29.7.6 **禁止表**及び**禁止表上**の物質に関するテクニカルドキュメントに対する変更は、別途具体的に規定する場合を除き、遡及的に適用してはならない。しかし、例外として、**禁止物質**が**禁止表**から除外された場合には、**禁止物質**であった物質を理由として**資格停止期間**に現に服している**競技者**又はその他の人は、**JADA** 又はその他アンチ・ドーピング規則違反について**結果管理責任**を負っていたアンチ・ドーピング機関に対し、**禁止表**から当

	該物質が除外されたことを踏まえた資格停止期間の短縮を検討するよう申請することができる。
--	---

★ 付属文書 1 定義

〔定義に関する解説：定義語は、複数形、所有格及び異なる品詞において使用される用語を含む。〕

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。


「投与」とは、他の人による、禁止物質又は禁止方法の、提供、供給、管理、促進、その他使用又は使用の企てへの参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質又は禁止方法に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

「違反が疑われる分析報告」とは、WADA 認定分析機関又は「分析機関に関する国際基準」に適合する WADA 承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在が検体において確立されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「加重事情」とは、標準的な制裁措置よりも厳しい資格停止期間の賦課を正当化する可能性のある、競技者若しくはその他の人に関連する状況又は競技者若しくはその他の人の行動をいう。当該状況及び行動は、以下を含むが、これらに限られない。競技者又はその他の人が暫定資格停止を遵守しなかったこと、競技者又はその他の人が複数の禁止物質若しくは禁止方法を使用若しくは保有し、複数の機会において禁止物質若しくは禁止方法を使用若しくは保有し、又は、他の複数のアンチ・ドーピング規則違反を行ったこと、通常の個人であれば当該アンチ・ドーピング規則違反の競技力向上の効果を当該状況又は行動がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間を超えて享受する可能性があること、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反の発見又は判断を避けるために詐欺的又は妨害的行為を行ったこと、競技者又はその他の人が結果管理中に不正干


渉を行ったこと。疑義を避けるために付言すると、ここに記載された状況及び行動の例は排他的なものではなく、他の類似の状況又は行動もより長い資格停止期間の賦課を正当化する場合がある。

「アンチ・ドーピング活動」とは、アンチ・ドーピング教育及び情報、検査配分計画、登録検査対象者リストの維持、アスリート・バイオロジカル・パスポートの管理、検査の実施、検体の分析の手配、インテリジェンスの収集及びドーピング調査の実施、TUE 申請の処理、結果管理、 賦課された措置の遵守の監視及び執行、その他世界規程及び/又は国際基準に定めるとおり、アンチ・ドーピング機関により又はこれに代わって遂行されるアンチ・ドーピングに関連するすべての活動をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施、又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。

具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「競技者」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は事前の TUE を要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき検査する権限を行使することを選択し、当該競技者が第 2.1 項、第 2.3 項又は第 2.5 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、世界規程に定める措置が適用されなければならない。第 2.8 項及び第 2.9 項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、世界規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

 競技者の解説：スポーツに参加する個人は 5 つの区分のうち一つに該当すると判断して差支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベル又は国内レベルではないが国際競技

連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4)レクリエーション競技者、5)国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は世界規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。]

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「サポートスタッフ」とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「企て」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「非定型報告」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告」とは、該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

「CAS」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「世界規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「競技会」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において競技会と競技大会との区別が定められる。

「アンチ・ドーピング規則違反の措置」（「措置」）とは、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの1又は2以上の措置が講じられることをいう。

(a)「失効」とは、特定の競技会又は競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

(b)「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第 10.14 項の規定のとおり、競技会若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。

(c)「暫定的資格停止」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人による競技会への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。

(d)「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置、又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。

(e)「一般開示」とは、一般公衆又は第 14 条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第 11 条に定めるとおり措置に服する場合がある。

「汚染製品」とは、製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

「判断限界」とは、「分析機関に関する国際基準」において定義されているとおり、検体における閾値物質のための結果の値であって、これを超えた場合に違反が疑われる分析報告がなされるものをいう。

「委託された第三者」とは、JADA が、ドーピング・コントロール又はアンチ・ドーピング教育プログラムの一面を委託する人をいい、JADA のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービス若しくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三者若しくは他のアンチ・ドーピング機関、又は、JADA のためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサー又はシャペロン）を含むが、これらに限られない。この定義は、CAS を含まない。

「失効」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「ドーピング・コントロール」とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び

取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに第 10.14 項（資格停止又は暫定的資格停止中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。をいう。

「教育」とは、スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを防止するための、学習の過程をいう。

「競技大会」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「競技大会の期間」とは、競技大会の所轄組織により定められた、競技大会の開始と終了の間の時間をいう。

「競技大会会場」とは、競技大会の所轄組織により指定された会場をいう。

「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が要保護者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第 10.6.1 項又は第 10.6.2 項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。

[過誤に関する解説：競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての条項に共通である。但し、第 10.6.2 項の場合、過誤の程度を評価する際に、競技者又はその他の人に「重大な過誤又は過失がないこと」が認定される場合を除き、制裁措置を短縮することは適切ではない。]

「金銭的措置」について、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「競技会（時）」とは、競技者が参加する予定の競技会の前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該競技会及び競技会に係る検体採取手続の終了までの期間をいう。但し、国際競技連盟が特定の競技のために異なる定義が必要であることの説得

力ある正当化事由を提供した場合には、WADA は当該競技のために代替りの定義を承認することができる。WADA が当該承認を行った場合には、当該特定の競技について、すべての主要競技大会機関はかかる代替りの定義に従うものとする。

[競技会 (時) の解説：競技会 (時) について普遍的に受諾された定義を有することは、すべての競技にわたり競技者間のより大きな調和をもたらし、競技会 (時) 検査の該当する時間枠に関する競技者間の混乱を除去し又は減少させ、競技大会中の競技会間における不注意による違反が疑われる分析報告を回避し、競技会外で禁止される物質からもたらされる潜在的な競技力向上の利益が競技会期間に持ち越されることを防ぐのに資するものである。]

「インディペンデント・オブザーバー・プログラム」とは、オブザーバー及び/又は監査人のチームが、WADA のコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADA の監督下で、特定の競技大会の前又はその最中にドーピング・コントロール手続を監視し、ドーピング・コントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「個人スポーツ」とは、チームスポーツ以外のスポーツをいう。

「資格停止」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「組織的な独立性」とは、不服申立ての聴聞パネルは、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関から機関として完全に独立していなければならないことをいう。よってそれらはいかなる方法によっても、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関により運営され、これに関連し又はその傘下にあってはならない。

「国際競技大会」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「国際レベルの競技者」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する競技者をいう。

[国際レベルの競技者の解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する限り、競技者を国際レベルの競技者に分類する上で使用する基準 (例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンスの種類など) を自由に決定することができる。但し、国

国際競技連盟は、競技者が国際レベルの競技者に分類されたときは、競技者においてこれを速やかに、かつ容易に確認できるよう、当該基準を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該基準が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。]

「国際基準」とは、世界規程を支持する目的でWADAによって採択された基準をいう。

(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして) 国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「JADA」とは、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構をいう。

「日本アンチ・ドーピング規律パネル」とは、本規程に対する違反の主張に対して判断を下す、JSCにより任命された委員から構成される組織をいう。

「スポーツ庁」とは、文部科学省の外局で、スポーツを所管している国の行政機関をいう。

「日本スポーツ仲裁機構」とは、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対する不服申立てについて判断を下す組織(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構)をいう。

「JOC」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会をいい、日本における国内オリンピック委員会である。

「JSC」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターをいう。

「JSPO」とは、公益財団法人日本スポーツ協会をいう。

「JPC」とは、日本における国内パラリンピック委員会である、日本パラリンピック委員会(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)をいう。

「主要競技大会機関」とは、国内オリンピック委員会の大別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の国際競技大会の所轄組織として機能する機関をいう。

「マーカ」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すものをいう。

「代謝物」とは、生体内変化の過程により生成さ

れた物質をいう。

「最低報告レベル」とは、WADA 認定分析機関が、検体における禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの推定濃度がこれを下回る場合に、当該検体を違反が疑われる分析報告として報告すべきでない、当該推定濃度をいう。

「18歳未満の者」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「国内アンチ・ドーピング機関」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに結果管理の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。日本において、国内アンチ・ドーピング機関はJADAである。

「国内競技大会」とは、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が参加する競技大会又は競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

「国内競技連盟」とは、日本の国内又は地域的組織であって、国際競技連盟のメンバーであり、又は日本の当該国若しくは地域における国際競技連盟の競技を支配している実体として国際競技連盟により承認されている実体をいう。

「国内レベルの競技者」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する競技者をいう。日本において、国内レベルの競技者は本規程の序論（「本規程の適用範囲」の④）に定めるとおり定義されている。

「国内オリンピック委員会」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合体が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合体を含むものとする。日本において、国内オリンピック委員会はJOCである。

「過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第2.1項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても証明しなければならない。

「重大な過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を証明した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第2.1項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても証明しなければならない。

「運営上の独立性」とは、(1)結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関又はその関連組織（例えば、メンバー連盟又は同盟）の理事会構成員、スタッフメンバー、委員会構成員、コンサルタント及びオフィシャル、並びに、案件のドーピング調査及び裁定前段階に関与している人が、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関の聴聞パネルのメンバー及び／又は事務局（当該事務局が判断の協議過程及び／又はドラフティング過程に関与している限りにおいて）に任命されてはならないこと、並びに、(2)聴聞パネルが、アンチ・ドーピング機関その他第三者から干渉を受けることなく聴聞及び判断決定手続を行う地位にあることをいう。その目的は、聴聞パネルのメンバーその他聴聞パネルの判断に別途関与している個人が、事案のドーピング調査又は事案を進行させる判断に関与していないことを確保することにある。

「競技会外」とは、競技会（時）以外の期間をいう。

「参加者」とは、競技者又はサポートスタッフをいう。

「人」とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

「保有」とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。）。但し、禁止物質若しくは禁止方法に対して、又は禁止物質若しくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知（種類は問わない。）を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起していた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならな

い。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電子的その他の方法を含む。）は、当該購入者による保有を構成する。

〔保有の解説：本定義に基づき、競技者の車内において蛋白同化ステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が証明できなければ、違反が成立する。この場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしても競技者は蛋白同化ステロイド薬の存在を知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚に蛋白同化ステロイド薬が発見された場合には、アンチ・ドーピング機関は、薬棚の中に蛋白同化ステロイド薬が存在することを競技者が知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。〕

「禁止表」とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「禁止方法」とは、禁止表に記載された方法をいう。

「禁止物質」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「要保護者」とは、アンチ・ドーピング規則違反の時点において、以下に該当する競技者又はその他の自然人をいう。(i)16歳に達していない者、(ii)18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープン・カテゴリーで国際競技大会において競技したことのない者、又は、(iii)年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い行為能力が十分でないと判断された者。

〔要保護者の解説：本規程は、以下の理解に基づき、保護された人を特定の状況において他の競技者又はその他の人とは異なる扱いをしている。特定の年齢又は知的能力を下回る場合には、競技者又はその他の人は、本規程に含まれる行動禁止を理解し、評価する精神的能力を有しない可能性がある。これは、例えば、知的障がいや理由として行為能力が十分でないことが確認されたパラリンピックの競技者を含む。「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。〕

「暫定聴聞会」とは、第7.4.3項との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

[暫定聴聞会の解説：「暫定聴聞会」とは、事案における事実の完全な審査を伴わない可能性のある、予備的な手続にすぎない。競技者は暫定聴聞会の後、事案の本案につき、引き続いて完全な聴聞を受ける権利を有する。これに対し、第7.4.3項に当該用語が使用される際の「緊急聴聞会」とは、迅速な日程に基づき行われる本案に関する完全な聴聞会である。]

「暫定的資格停止」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「一般開示」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「レクリエーション競技者」とは、該当する国内アンチ・ドーピング機関によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間の内に、（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国際競技連盟が定義する）国際レベルの競技者若しくは（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国アンチ・ドーピング機関が定義する）国内レベルの競技者であった人、オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人、又は、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リスト若しくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。日本において、レクリエーション競技者は本規程の序論（「本規程の適用範囲」の④）に定めるとおり定義されている。

[レクリエーション競技者の解説：「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

「地域アンチ・ドーピング機関」とは、国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的組織をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体の計画及び採取、結果の管理、TUEの審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含む場合がある。

「登録検査対象者リスト」とは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査及び競技会外の検査の対象となり、またそのため第5.6項及び「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従い居場所情報を提出することを義務付けられる、国際競技連盟が国際レベルの競技者として、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルの競技者として各々定めた、最優先の競技者群のリストをいう。日本において、登録検査対象者リス

	<p>トは本規程第 5.5 項に定めるとおり定義されている。</p> <p>「結果管理」とは、「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に従った通知又は特定の事案（例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「結果管理に関する国際基準」の第 5 条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。</p> <p>「検体」又は「標本」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。</p> <p>[検体又は標本の解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]</p> <p>「署名当事者」とは、世界規程の第 23 条に定めるとおり、世界規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。</p> <p>「特定方法」については、第 4.2.2 項を参照すること。</p> <p>「特定物質」については、第 4.2.2 項を参照すること。</p> <p>「厳格責任」とは、アンチ・ドーピング規則違反を立証するためにはアンチ・ドーピング機関が競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする第 2.1 項及び第 2.2 項に基づく法理をいう。</p> <p>「濫用物質」については、第 4.2.3 項を参照すること。</p> <p>「実質的な支援」：第 10.7.1 項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反その他第 10.7.1.1 項に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面又は録音されたインタビューにより完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案又は案件のドーピング調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案又は手続の重大な部分を構成するものでなければならない。仮に事案又は手続が開始されていない場合には、事案又は手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。</p> <p>「不正干渉」とは、ドーピング・コントロール手</p>
--	---

続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為又は不作為を目的として贈賄又は収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与え又はこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関又は TUE 委員会若しくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理又は措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関又は他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、及びドーピング・コントロールの側面に対する類似的な意図的な妨害又は妨害の企てを含むが、これらに限られない。

[不正干渉の解説：例えば、本項は、検査中にドーピング・コントロール・フォームにおける識別番号を改変すること、B 検体の分析時に B のボトルを破壊すること、他の異物を追加することにより検体を改変すること、又は、ドーピング・コントロール手続で証言若しくは情報を提供した潜在的な証人若しくは証人を威嚇し、威嚇しようとする企てを禁止する。不正干渉とは、結果管理中に発生する不正行為も含む。第 10.9.3.3 項を参照すること。しかし、アンチ・ドーピング規則違反の責任追及に対する人の正当な防衛の一環として取られた行動は、不正干渉とはみなされないものとする。ドーピング・コントロール・オフィサー又はドーピング・コントロールに関わる他の人に対する攻撃的な行為であって、別途不正干渉を構成しない行為は、スポーツ団体の規律規則で取り扱われるものとする。]

「特定対象検査」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

「チームスポーツ」とは、競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「テクニカルドキュメント」とは、国際基準に規定されるとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADA が採択し、随時公表する文書をいう。

「検査」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「検査対象者リスト」とは、競技者の居場所を特定しこれを競技会外で検査するための、一定の居場所情報が必要な競技者を含む、登録検査対象者リストより下の階層をいう。

「治療使用特例 (TUE)」とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、第 4.4 項及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充

足される場合に限る。

「不正取引」とは、アンチ・ドーピング機関の権限に服する競技者、サポートスタッフ又はその他の人が、第三者に対し、（物理的方法、電子的方法その他方法を問わず）禁止物質又は禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送又は頒布すること（又は当該目的のために保有すること）をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために使用された禁止物質に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該禁止物質が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、競技会外の検査において禁止されない禁止物質に関する行為を含まないものとする。

「ユネスコ国際規約」とは、2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及びスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

「使用」とは、いずれかの禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取することをいう。

「WADA」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

「条件付合意」とは、第10.7.1.1項及び第10.8.2項において、定められた時間内において、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関に情報を提供することを認める、アンチ・ドーピング機関と競技者又はその他の人との間の書面による合意であって、以下の理解が規定されたものをいう。実質的な支援に関する合意又は事案解決合意が成立に至らなかった場合には、アンチ・ドーピング機関は、この特別の設定の中で競技者又はその他の人から提供を受けた情報を、本規程に基づく結果管理手続で当該競技者又はその他の人の利益に反する方法で使用してはならず、また、競技者又はその他の人は、この特別の設定の中でアンチ・ドーピング機関から提供を受けた情報を、本規程に基づく結果管理手続で当該アンチ・ドーピング機関の利益に反する方法で使用してはならない。かかる合意は、アンチ・ドーピング機関、競技者又はその他の人が、かかる合意において記載される定められた時間外に情報源から収集された情報又は証拠を使用することを妨げるものではない。